

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">農業競争力強化農地整備事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">制定 平成30年3月30日付け29農振第2604号 平成30年3月30日付け29生畜第1500号 <u>最終改正 令和4年4月1日付け3農振第3025号</u> <u>最終改正 令和4年4月1日付け3畜産第2209号</u></p> <p style="text-align: right;">農林水産省農村振興局長 <u>農林水産省畜産局長</u></p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業の内容 1～5 (略) (削る)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 採択要件 第2に掲げる事業の採択要件については、それぞれの運用又は取扱いに定めるところによるほか、農地整備事業及び草地畜産基盤整備事業については、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第3の1の(2)の農地集積促進区分により事業を実施する場合には、生産基盤整備事業等（別紙1別表1の区分の欄の1から3までの事業をいう。以下同じ。）の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）が50パーセント以上となることが確実と見込まれるものであること。なお、担い手及び経営等農用地の定義は、別紙1によるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">農業競争力強化農地整備事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">制定 平成30年3月30日付け29農振第2604号 平成30年3月30日付け29生畜第1500号 <u>最終改正 令和3年4月1日付け2農振第3714号</u> <u>最終改正 令和3年4月1日付け2生畜第2365号</u></p> <p style="text-align: right;">農林水産省農村振興局長 <u>農林水産省生産局長</u></p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業の内容 1～5 (略) <u>6 要綱第2の6のスマート田んぼダム実証事業に係る運用は、別紙6によるものとする。</u></p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 採択要件 第2に掲げる事業の採択要件については、それぞれの運用又は取扱いに定めるところによるほか、農地整備事業及び草地畜産基盤整備事業については、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第3の1の(2)の農地集積促進区分により事業を実施する場合には、生産基盤整備事業等（別紙1別表1の区分の欄の1から3までの事業をいう。以下同じ。）の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）が50パーセント以上 <u>（別紙1の第3の2の(2)により中山間地域型を実施する場合にはあっては30パーセント以上）</u> となることが確実と見込まれるものであること。なお、担い手及び経営等農用地の定義は、別紙1によるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

第5・第6（略）	第5・第6（略）
<u>第7 その他</u> <u>第3及び別紙1から別紙5までの規定に基づき作成及び保管すべき書類のうち、電磁的記録により作成及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。</u>	(新設)
(様式1)～(様式4)（略）	(様式1)～(様式4)（略）

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号、平成30年3月30日付け29生畜第1500号農村振興局長・畜産局長連名通知）別紙1の第3の2（2）の規定により実施されている中山間地域型について、令和3年度以前に採択され、令和4年度以降も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。
- 3 令和4年度において、別紙2に規定する実施計画等策定事業を、別紙2第5の1（2）に規定する中山間地域、水田農業高収益化計画の策定地域又は輸出事業計画策定地域における地区において実施しようとする場合又は別紙2第5の2に規定する実施時期において換地等調整事業を実施しようとする場合、別紙2第6の1の事業採択申請書等の提出期限は、別紙2第6の1の規定にかかわらず、令和4年10月末日までとする。

改 正 後	現 行
<p>別紙1（農地整備事業に係る運用）</p> <p>第1 趣旨 要綱第2の1に掲げる農地整備事業の運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用の定めるところ <u>による。</u></p> <p>第2 定義 本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 担い手 次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案（市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。）できるものとする。</p> <p>（1）農業者（農地所有適格法人を含む。）の場合 認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）であること又は次に掲げる全ての要件を備えていること。 ア～ウ （略）</p> <p>エ 事業実施地区について、第6の1の（1）のイにより市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画（以下「促進計画」という。） <u>の目標年度</u> までに認定農業者となることが確実と見込まれること。 なお、促進計画の目標年度は、生産基盤整備事業等の完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とすることとし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。</p>	<p>別紙1（農地整備事業に係る運用）</p> <p>第1 趣旨 要綱第2の1に掲げる農地整備事業の運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用の定めるところ <u>による</u></p> <p>第2 定義 本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 担い手 次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案（市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。）できるものとする。</p> <p>（1）農業者（農地所有適格法人を含む。）の場合 認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）であること又は次に掲げる全ての要件を備えていること。 ア～ウ （略）</p> <p>エ 事業実施地区について、第6の1の（1）のイにより市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画（以下「促進計画」という。） <u>及び第6の2の（2）のイにより市町村が作成する特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画（以下「特定地域導入促進計画」という。）の目標年度又は第3の3の耕作放棄地型の事業完了年度（耕作放棄地解消・集積促進事業（別表1の区分の欄の4の（3）のイの耕作放棄地解消・集積促進事業をいう。以下同じ。）を実施する場合にあっては、第6の3の（2）により知事が作成する遊休農地利用増進土地改良整備計画（「以下「遊休農地利用増進整備計画」という。）の目標年度。以下同じ。）</u> までに認定農業者となることが確実と見込まれること。 なお、促進計画 <u>及び特定地域導入促進計画</u> の目標年度は、生産基盤整備事業等の完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とす</p>

(2) 生産組織の場合

次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア・イ（略）

ウ 促進計画の目標年度までに法人となり認定農業者となることが確実と見込まれること。

(3)（略）

(4) 法人（農地所有適格法人を除く。）の場合

促進計画の目標年度において認定農業者となることが確実と見込まれるものとして市町村長が認定する者であること。

(5)・(6)（略）

4・5（略）

第3 事業の内容

農地整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

1 経営体育成型

(1) 生産基盤整備事業（別表1の区分の欄の1の農業生産基盤整備事業をいう。以下同じ。）の事業種類の欄の (3) 又は (5) に掲げるものを実施するもの

(2) 生産基盤整備事業 の事業種類の欄の (1) から (7) までに掲げるもののうち2以上を総合的に実施するもの

(3)（略）

2 中山間地域型

(1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の (3) 又は (5) に掲げるものを中山間地域において実施するもの

ることとし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(2) 生産組織の場合

次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア・イ（略）

ウ 促進計画若しくは特定地域導入促進計画の目標年度又は耕作放棄地型の事業完了年度までに法人となり認定農業者となることが確実と見込まれること。

(3)（略）

(4) 法人（農地所有適格法人を除く。）の場合

促進計画若しくは特定地域導入促進計画の目標年度又は耕作放棄地型の事業完了年度において認定農業者となることが確実と見込まれるものとして市町村長が認定する者であること。

(5)・(6)（略）

4・5（略）

第3 事業の内容

農地整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

1 経営体育成型

(1) 生産基盤整備事業（別表1の区分の欄の1の農業生産基盤整備事業をいう。以下同じ。）の事業種類の欄の (4) 又は (5) に掲げるものを実施するもの

(2) 生産整備事業 の事業種類の欄の (1) から (6) までに掲げるもののうち2以上を総合的に実施するもの

(3)（略）

2 中山間地域型

(1) 第5の2の(1)の要件を満たす場合は次に掲げるものとする。

ア 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(4)又は(5)に掲げるものを中山間地域において実施するもの

イ 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(6)までに掲げるもののうち2以上を総合的に中山間地域において実施するもの

ウ (1)又は(2)の生産基盤整備事業と別表1の区分の欄の2から5までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものを併せて一体的に中山間地域において実施するもの

(削る)

(2) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(7)までに掲げるもののうち2以上を総合的に中山間地域において実施するもの

(3) (1)又は(2)の生産基盤整備事業と別表1の区分の欄の2から5までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものを併せて一体的に中山間地域において実施するもの

(削る)

3 国営流域治水対策型

国営農地再編整備事業（国営農地再編整備事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第157号農林水産事務次官依命通知）又は国営緊急農地再編整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2056号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行われる事業をいう。以下同じ。）と一体的に実施する別表1の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(4)又は(5)に掲げる事業

4 国営事業促進型

国営農地再編整備事業（国営農地再編整備事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第157号農林水産事務次官依命通知）又は国営緊急農地再編整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2056号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行われる事業をいう。以下同じ。）と一体的に実施する別表1の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の (2) に掲げる事業

(2) 第5の2の(2)の要件を満たす場合は次に掲げるものとする。

ア 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(4)又は(5)に掲げるものを中山間地域において実施するもの

イ 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(5)までに掲げるもののうち2以上を総合的に中山間地域において実施するもの

ウ ア又はイの生産基盤整備事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(6)から(8)までに掲げるもの並びに別表1の区分の欄の2から5までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものを併せて一体的に中山間地域において実施するもの

(新設)

(新設)

3 耕作放棄地型

(1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(5)まで又は(7)に掲げるものを実施するもの

(2) (1)の生産基盤整備事業と別表1の区分の欄の2から4までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものを一体的に実施するもの

(新設)

4 国営事業促進型

国営農地再編整備事業（国営農地再編整備事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第157号農林水産事務次官依命通知）又は国営緊急農地再編整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2056号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行われる事業をいう。以下同じ。）と一体的に実施する別表1の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の (3)のア に掲げる

5 共通事項

(1) (略)

(2) 農業経営高度化支援事業（別表1の区分の欄の4の事業をいう。以下同じ。）

ア (略)

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等が行う調査・調整事業、中心経営体農地集積促進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(2)の事業をいう。以下同じ。）又は耕地利用高度化推進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(3)の事業をいう。以下同じ。）に関する助言又は指導

イ 高度土地利用調整事業のうち指導事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了後にあつては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

ウ (略)

エ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

(削る)

事業

5 共通事項

(1) (略)

(2) 農業経営高度化支援事業（別表1の区分の欄の4の事業をいう。以下同じ。）

ア (略)

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等が行う調査・調整事業、農業経営高度化促進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(3)の事業をいう。以下同じ。）又は耕地利用高度化推進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(4)の事業をいう。以下同じ。）に関する助言又は指導

イ 高度土地利用調整事業のうち指導事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画 又は特定地域導入促進計画 に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了後にあつては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

ウ (略)

エ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画 又は特定地域導入促進計画 に定める目標年度まで実施することができるものとする。

オ 耕作放棄地解消支援事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(2)の事業をいう。以下同じ。）のうち指導事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) 本事業の啓発普及

(イ) 本事業の実施状況の確認及び報告

(ウ) 本事業の総合的な実施のための関係機関との調整

(エ) 市町村、土地改良区若しくは農業協同組合が行う耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業に関する助言若しくは指導、耕作放棄地活用推進事業に関する助言若しくは指導又は市町村が行う耕作放棄地解消・集積促進事業に関する助言若しくは指導

(オ) 市町村、土地改良区又は農業協同組合に対して行う耕作放棄地解消・発生防止のための技術研修

(カ) 耕作放棄地解消・発生防止の取組を広めるための調査・普及活

(削る)

(削る)

オ 中心経営体農地集積促進事業の実施に当たっては、中心経営体への農地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

カ (略)

キ 耕地利用高度化推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画に定める目標年度まで実施することができるもの

動

(キ) その他耕作放棄地解消・発生防止に関する指導等の活動
カ 耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) 関係農家、耕作放棄地所有者及び新規参入者の意向調査活動

(イ) 土地利用調整活動

(ウ) 関係機関との調整活動

(エ) 新規参入促進のための広報活動、研究会等の開催

(オ) 農業機械の利用再編に関する活動

(カ) 普及指導センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動

(キ) その他耕作放棄地解消・発生防止に係る調査・調整活動

キ 耕作放棄地解消支援事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後の年度（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合にあっては、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度。以下同じ。）まで実施することができるものとする。

ク 農業経営高度化促進事業の実施に当たっては、次のとおりとする。

(ア) 中心経営体農地集積促進事業

中心経営体への農地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

(イ) 耕作放棄地解消・集積促進事業

耕作放棄地の解消・発生防止及び担い手への農地の集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

(ウ) 中山間担い手育成支援事業

a 地域の農業を牽引する中心経営体の育成に資するものとなるよう配慮するものとする。

b 高収益作物の作付面積の増加に資するものとなるよう配慮するものとする。その際、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日経営第7133号農林水産事務次官依命通知）のIVの第2の6（1）①に定める戦略作物を優先して高収益作物に転換するものとする。

ケ (略)

コ 耕地利用高度化推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画 又は特定地域導入促進計画 に定める目標年度ま

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

とする。

(削る)

(削る)

(削る)

ク 水田貯留機能向上支援事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（４）の事業をいう。以下同じ。）うち、指導事業の内容は、次のとおりとする。

（ア）本事業の啓発普及

（イ）本事業の実施状況の確認及び報告

（ウ）本事業の総合的な実施のための関係機関との調整

（エ）調査・調整事業に関する助言又は指導、水田貯留機能向上推進事業に関する助言又は指導

（オ）水田貯留機能向上の取組導入のための技術研修

（カ）水田貯留機能向上の取組を広めるための調査・普及活動

（キ）その他水田貯留機能向上の取組に関する指導等の活動

ケ 水田貯留機能向上支援事業のうち、調査・調整事業の内容は、次のとおりとする。

（ア）関係農家の意向調査活動

（イ）水利用・土地利用・作付調整活動

で実施することができるものとする。

サ 耕作放棄地活用推進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（５）の事業をいう。以下同じ。）の内容は、次のとおりとする。

（ア）営農上支障となる湧水処理及び不陸均平

（イ）効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入れ替え

（ウ）暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工

（エ）表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工

（オ）補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備

（カ）転作後に必要な田面整地作業

（キ）新たな営農展開や経営拡大を促進するための追加・補助的な整備

（ク）担い手の確保までの間に暫定的に行う農地の維持・管理

（ケ）事業による耕作放棄地の解消効果を普及するための実証整備

（コ）その他耕作放棄地の解消及び発生防止に必要な条件整備等

シ 耕作放棄地活用推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後の年度（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合は、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度）まで実施することができるものとする。

ス 耕作放棄地活用推進事業は、耕作放棄地解消等基盤整備基本構想の範囲内で実施するものとする。

(新設)

(新設)

（ウ）関係機関との調整活動

（エ）水田貯留機能向上の取組導入のための広報活動、研究会等の開催

（オ）研究機関等の助言指導を受けて行う水田貯留機能向上に関する活動

（カ）水田貯留機能向上の取組の実施計画策定に関する活動

（キ）その他水田貯留機能向上の取組に関する調査・調整活動

コ 水田貯留機能向上支援事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

（新設）

サ 水田貯留機能向上推進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（5）の事業をいう。以下同じ。）の内容は、次のとおりとする。

（新設）

（ア）水田貯留機能を向上するための畦畔の整備

（イ）効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替

（ウ）暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工

（エ）表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工

（オ）補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備

（カ）安定的な排水機能を維持するための排水改良

（キ）水田貯留の支障となる湧水処理及び不陸均平

（ク）その他水田貯留機能の向上に必要な条件整備等

シ 水田貯留機能向上推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

（新設）

（3）（略）

（3）（略）

第4 事業実施主体

農地整備事業に係る要綱第4の農村振興局長等が別に定める者とは、次に定めるとおりとする。

- 1 農地整備事業の事業実施主体は、2から6までに定める場合を除き、都道府県とする。
- 2 指導事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（1）のアの事業をいう。以下同じ。）の事業実施主体は、都道府県又は都道府県土地改良事業団体連合会とする。
- 3 調査・調整事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（1）のイの事業をいう。以下同じ。）及び水田貯留機能向上支援事業の事業実

第4 事業実施主体

農地整備事業に係る要綱第4の農村振興局長等が別に定める者とは、次に定めるとおりとする。

- 1 農地整備事業の事業実施主体は、2から5までに定める場合を除き、都道府県とする。
- 2 指導事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（1）のア及び（2）のアの事業をいう。以下同じ。）の事業実施主体は、都道府県又は都道府県土地改良事業団体連合会とする。
- 3 調査・調整事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（1）のイ及び（2）のイの事業をいう。以下同じ。）及び耕作放棄地活用推進

施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等とする。

4 中心経営体農地集積促進事業及び水田貯留機能向上推進事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。

5 （略）

6 交換分合（農業生産基盤整備附帯事業の事業種類の欄の（3）の事業をいう。）の事業実施主体は、市町村、土地改良区、農地中間管理機構、農業委員会又は農業協同組合とし、都道府県知事と協議して実施するものとする。

第5 採択要件

農地整備事業に係る要綱第6の1の農村振興局長等が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。

1 経営体育成型

(1)・(2)（略）

(3) 中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあっては、促進計画に定める目標年度において当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合（以下「中心経営体集積率」という。）が55パーセント以上となること。

(4) 水田貯留機能向上支援事業及び水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあっては、第6の7に示す水田貯留機能向上計画が都道府県、市町村や土地改良区等の農業関係者等により策定されており、受益面積の50パーセント以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込みであるとともに、以下に掲げるいずれかの流域治水対策を実施する地域であること。

ア 流域治水プロジェクト（次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進する「流域治水プロジェクト」をいう。）が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの

(ア) 流域治水プロジェクトの推進について（令和2年6月10日付け国水河計第16号・国水環第26号・国水治第30号・国水下水事第19号・国水下水第12号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（5）の事業をいう。以下同じ。）の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等とする。

4 農業経営高度化促進事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。

5 （略）

（新設）

第5 採択要件

農地整備事業に係る要綱第6の1の農村振興局長等が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。

1 経営体育成型

(1)・(2)（略）

(3) 中心経営体農地集積促進事業（農業経営高度化促進事業のアの中心経営体農地集積促進事業をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、促進計画に定める目標年度において当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合（以下「中心経営体集積率」という。）が55パーセント以上となること。

（新設）

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

（イ）二級水系における流域治水プロジェクトの推進について（令和2年10月27日付け国水河計第39号・国水環第61号・国水治第85号・国水下水第38号・国水下流第26号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

イ 治水協定（「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づき締結される協定をいう。）の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施するもの

ウ 地方公共団体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置付けられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの

（5）～（7）（略）

2 中山間地域型
（削る）

（1）（略）
（削る）

（4）～（6）（略）

2 中山間地域型

以下の（1）、（2）のいずれかの要件を満たすこと。なお、（2）による採択期間は令和3年度までとする。

（1）（略）

（2）以下の要件を全て満たすこと。

ア 生産基盤整備事業の事業種類の欄の（1）から（5）までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であり、主傾斜がおおむね100分の1以上の農地の面積が当該事業の実施区域の全農地の面積の50パーセント以上を占める地域であること。

イ 第6の2の（2）により市町村が作成する特定地域導入促進計画に定める目標年度において、次に定める要件を全て満たすこと。

（ア）高収益作物の作付面積割合が事業の受益面積に対し3パーセントポイント以上増加すること。

（イ）高収益作物の作付面積割合が当該担い手に係る受益面積に対し5パーセントポイント以上増加する担い手が1戸以上となること。

ウ 以下の（ア）から（ウ）までのいずれかの要件を満たすこと。

（ア）生産基盤整備事業等の完了時において、担い手農地利用集積率が、別表2の区分の欄の3-1のとおり増加することが確実に見込まれること

（イ）生産基盤整備事業等の完了時において、担い手農地集約化率が、別表2の区分の欄の3-2のとおり増加することが確実に見込まれること

（ウ）次に定める要件を全て満たすこと。

a 事業完了時点において、次のいずれかを満たす農地所有適格

（2）水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合
にあつては、1の（4）と同様とする。
（削る）

法人等が育成されることが確実に見込まれること。
（a）農地所有適格法人が存在しない地区
事業開始時に農地所有適格法人が設立されていない地区
においては、生産基盤整備事業等の完了時において、経営所得
安定対策の加入者となる農地所有適格法人が設立される
ことが確実に見込まれること。
（b）農地所有適格法人が存在する地区
事業開始時に特定農業法人以外の農地所有適格法人が設
立されている地区においては、生産基盤整備事業等の完了時
において、当該農地所有適格法人が特定農業法人として農業
経営基盤強化促進法第23条第7項に基づく農用地利用規程
に定められることが確実に見込まれるとともに、経営所得安
定対策の加入者となることが確実に見込まれること。
b 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積
に占めるaの要件を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地
面積の割合が、30パーセント以上となることが確実に見込まれ
ること。
エ 中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあつては、特定地域
導入促進計画に定める目標年度において中心経営体集積率が55パ
ーセント以上となること。
オ 中山間担い手育成支援事業（農業経営高度化促進事業のウの中
山間担い手育成支援事業をいう。以下同じ。）を行う場合にあつて
は、対象とする中心経営体の中に、特定地域導入促進計画に定める
目標年度において当該中心経営体の経営等農用地面積に対する高
収益作物の作付面積の増加割合が5パーセントポイント以上とな
る中心経営体があること。
カ 水田地帯において区画整理事業等の実施により、ほ場の整備が
図られること。

（新設）

3 耕作放棄地型

（1）第6の3の（1）に定めるところにより、耕作放棄地解消等基盤整備
基本構想（以下「整備基本構想」という。）が市町村により策定されてい
ること。
（2）生産基盤整備事業における受益面積の合計がおおむね20ヘクタール
以上であること。受益面積の確認に当たっては、受益地が地形上接続し

3 国営流域治水対策型

水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあっては、1の（4）と同様とする。

4 （略）

第6 計画の作成

農地整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長等が別に定める書類は、次に定めるとおりとする。

1 経営体育成型

（1）都道府県知事は、経営体育成型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村から促進計画の提出を受けた上で、令第50条第3項の農用地利用集積促進土地改良整備計画（以下「集積促進整備計画」という。）及び必要に応じて4の高付加価値農業振興計画を作

ていること又は農業用道路若しくは農業用排水施設で接続していることを原則とする。

（3）生産基盤整備事業における受益面積に占める耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれがある農地の合計面積の割合が6パーセント以上（受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が50パーセント以上の場合にあっては、3パーセント以上）であること。なお、耕作放棄地となるおそれがある農地とは、次のア又はイのいずれかに該当する農地とし、これらの要件を満たすかどうかは、農地所有者又は使用収益権者（以下「農地所有者等」という。）からの申告に加え、経営状況、後継者の有無、地域内における担い手の状況、当該農地の生産性等を総合的に勘案して、都道府県知事が判断するものとする。

ア 現に耕作の目的に供されていないが、新たな農地所有者等によって耕作されるまでの間、周辺への悪影響防止等の観点から土地管理が行われている農地

イ 現に耕作の目的に供されている農地であって、事業開始時において、事業完了年度の翌年度までに当該農地における耕作を行わなくなる見込みの農地所有者等が耕作する農地であり、かつ、当該農地所有者等に代わる者による耕作が行われる見込みのない農地

（4）耕作放棄地解消・集積促進事業（農業経営高度化促進事業のイの耕作放棄地解消・集積促進事業をいう。）を行う場合にあっては、当該事業の受益面積に占める担い手にその利用が集約化される耕作放棄地の割合（以下「耕作放棄地集約化率」という。）が4パーセント以上となること。

（新設）

4 （略）

第6 計画の作成

農地整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長等が別に定める書類は、次に定めるとおりとする。

1 経営体育成型

（1）都道府県知事は、経営体育成型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村から促進計画の提出を受けた上で、令第50条第3項の農用地利用集積促進土地改良整備計画（以下「集積促進整備計画」という。）及び必要に応じて4の高付加価値農業振興計画を作

成するものとする。

ア（略）

イ 促進計画

（ア）～（オ）（略）

（カ）市町村は、促進計画を策定するに当たっては、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。

a（略）

b 集落懇談会の開催

促進計画に関する事項のほか、必要に応じて、事業実施区域の設定に当たり農用地の保全を図る取組（放牧等の粗放的管理、鳥獣緩衝帯の整備、林地化等）について話し合うこととする。

（2）・（3）（略）

2 中山間地域型

都道府県知事は、中山間地域型を実施しようとするときは、1に準じて計画を作成するものとし、この場合、1の（1）のアの（ア）のbの「第5の1の（2）」とあるのは、「第5の2の（1）のイ」と読み替えるものとする。

（削る）

（削る）

成するものとする。

ア（略）

イ 促進計画

（ア）～（オ）（略）

（カ）市町村は、促進計画を策定するに当たっては、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。

a（略）

b 集落懇談会の開催

2 中山間地域型

都道府県知事は、中山間地域型を実施しようとするときは、次に定めるとおり計画を作成するものとする。

（1）第5の2の（1）の要件を満たす場合は、1と同様とする。この場合、1の（1）のアの（ア）のbの「第5の1の（2）」とあるのは、「第5の2の（1）のイ」と読み替えるものとする。

（2）第5の2の（2）の要件を満たす場合は、次に定めるところにより、市町村からイの特定地域導入促進計画の提出を受けた上で、令附則第3条第2項の特定地域農用地利用集積等促進土地改良整備計画（以下「特定地域集積等促進整備計画」という。）及び必要に応じて4の高付加価値農業振興計画を作成するものとする。

ア 特定地域集積等促進整備計画

（ア）農地整備事業に係る令附則第3条第2項の農林水産大臣が定める基準は次のとおりとする。

a 次に掲げる事項が明らかなものであること。

（a）計画区域の現況

（b）担い手等の見通し

（c）担い手の経営規模の拡大の見通し並びにこれを実現するために必要な農地流動化及び農作業の集積の内容

（d）高収益作物の導入の見通し

b 第5の2の（2）のイ及びウの要件を満たすことが確実と見

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

込まれるものであること。

(イ) 特定地域集積等促進整備計画においては、別記様式第3号により、事業実施区域を対象に、次に掲げる事項について定めるものとする。

- a 農業構造改善目標
- b 担い手等の見通し
- c 農地の流動化計画
- d 経営体育成計画又は農地所有適格法人等育成計画
- e 高収益作物導入促進計画
- f 土地利用計画
- g 農業生産基盤整備計画

イ 特定地域導入促進計画

(ア) 特定地域導入促進計画は、市町村基本構想に基づき作成するものとする。

(イ) 特定地域導入促進計画は、地域の実情に応じ、担い手の確保や生産性の高い農業の確立を図るため、営農、基盤整備の内容、土地利用調整等の一体性を勘案し、一又は複数の集落を対象とする。

(ウ) 特定地域導入促進計画においては、別記様式第4号により、次に掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。

- a 農業構造再編の目標
市町村基本構想に沿って、集落における目標年度において育成すべき経営体の姿、実現すべき農業構造の目標等について定める。
ただし、第2の3の(6)に掲げる者を担い手に含める場合にあっては、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。
- b 農地の流動化計画
 - aに基づき、目標年度までの所有権移転、利用権設定、農作業受委託等による農地流動化面積の目標を設定する。
- c 経営体育成計画又は農地所有適格法人等育成計画
 - aに基づき、効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体の育成又は農地所有適格法人等の育成、農業経営等に係る目標を設定する。
- d 高収益作物導入促進計画
地区及び担い手による高収益作物の作付計画について設定す

る。

e 土地利用計画

優良農地を保全して農業経営等の規模拡大を進めるとともに、良好な生活環境の施設等の整備に係る非農用地の計画的な創出を図るため、集落及び対象事業実施地区内の農用地全体に係る土地利用計画を策定する。

f 農業機械利用計画

経営規模に見合った適正な農業機械の装備の水準を確保するため、aの農業構造再編の目標及びeの土地利用計画に基づき、農業機械の利用計画を策定する。

g ほ場の整備計画

営農を考慮したほ場の区画形状、面積、位置等について、従前地との対比を表示、図示等することにより作成する。この場合、高生産性ほ場（大区画）、一般ほ場（標準区画）、労働集約型ほ場（小区画）等に分割して作成する。

h 農業生産基盤の整備目標

農業生産基盤整備の目標を設定する。

i 関連事業計画

農地流動化施策、生産の組織化、生産性向上等の生産対策に係る事業等の導入計画を策定する。

j 推進体制整備計画

担い手に農地の集積を図るための推進体制の整備について、市町村段階及び集落段階の各段階ごとの組織化及び活動の内容を定める。

k 営農環境の整備目標

営農環境整備の目標を設定する。

l 土地改良施設等の管理計画

土地改良施設等の将来の適正な管理に係る体制整備について定める。

m 農業農村整備事業管理計画

h及びkの具体的な年度計画及び事業間調整について定める。

n その他必要な事項

土地利用、景観保全協定等について定める。

(エ) 特定地域導入促進計画の作成に当たっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農用地利用改善団体その他関係機関団体の意

(削る)

- 見を聴取し、関係者の合意に基づき作成するとともに、第8の規定について十分な周知を図るものとする。
- (オ) 特定地域導入促進計画の策定に当たっては、次の計画等との整合を図るものとする。
- a 農業振興地域の整備に関する法律第4条に規定する農業振興地域整備基本方針及び同法第8条に規定する市町村農業振興地域整備計画
- b 農業農村整備事業管理計画について定める事業管理計画
- (カ) 市町村は、特定地域導入促進計画を策定するに当たっては、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。
- a 計画策定委員会の設置
市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等からなる計画策定委員会を設置する。
- b 集落懇談会の開催
- 3 耕作放棄地型
都道府県知事は、耕作放棄地型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村が作成する整備基本構想の提出を受け、令第50条第8項の遊休農地利用増進整備計画を作成するものとする。
- (1) 整備基本構想
- ア 事業実施区域を対象に次に掲げる事項を定めるものとする。
- (ア) 事業実施区域の概要
- (イ) 事業実施区域における農地の現況及び課題
- (ウ) 事業実施区域における耕作放棄地の現況と利用増進の方針
- (エ) 整備基本構想の実現のための整備方針
- (オ) 各営農区の概要と営農区の営農活動等方針（第5の3の(2)に該当する場合に限る。）
- (カ) その他必要な事項
- イ 整備基本構想の策定に当たっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合及びその他本事業と密接な関係を有する団体の意見を聴くものとする。
- ウ 整備基本構想の様式は、別記様式第5号によるものとする。
- (2) 遊休農地利用増進整備計画
- ア 次に掲げる事項を定めるものとする。
- (ア) 計画区域の現況

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

3・4（略）

5 農業経営高度化計画

都道府県知事は、農地整備事業において、農業経営高度化支援事業（国営流域治水対策型を除く。）を行うときは、別記様式第3号により、農業経営高度化計画を作成するものとする。

6 水田貯留機能向上計画

事業実施主体は、農地整備事業において、水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行うときは、事業の実施地区ごとに別記様式第14号により、水田貯留機能向上計画を作成するものとする。

第7 事業の申請等

1～4（略）

5 農地整備事業に係る要綱第7の1の事業採択申請書は 別記様式第4号、要綱第7の2の事業採択通知書は 別記様式第5号 により作成するものとする。

(削る)

(イ) 課題及び整備方針

(ウ) 耕作放棄地解消・利用増進計画

(エ) 担い手への農地の利用集積等計画

(オ) 整備計画

(カ) 耕作放棄地解消支援計画

(キ) 耕作放棄地解消・集積促進計画

(ク) 耕作放棄地活用推進計画

イ 遊休農地利用増進整備計画の様式は、別記様式第6号によるものとする。

ウ 遊休農地利用増進整備計画は、(1)の整備基本構想と整合性のとれたものでなければならない。

4・5（略）

6 農業経営高度化計画

都道府県知事は、農地整備事業において、農業経営高度化支援事業（耕作放棄地型を除く。）を行うときは、別記様式第7号により、農業経営高度化計画を作成するものとする。

(新設)

第7 事業の申請等

1～4（略）

5 農地整備事業に係る要綱第7の1の事業採択申請書は 別記様式第8号、要綱第7の2の事業採択通知書は 別記様式第9号 により作成するものとする。

第8 事業の中間審査

1 都道府県知事は、経営体育成型（第5の1の(2)のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）及び中山間地域型（第5の2の(1)のイの(ウ)及び第5の2の(2)のウの(ウ)の要件により採択された事業実施地区を除く。）においては、開始年度を含めて3年度目以降生産基盤整備事業等の完了年度まで、経営体育成型においては集積促進整備計画、中山間地域型においては集積促進整備計画又は特定地域集積等促進整備計画を踏まえ、別記様式第10号又は別記様式第11号により経営体育成基盤整備事業計画審査表（以下「計画審査表」という。）を作成し、計画審査表

第8 計画の変更等

- 1 都道府県知事は、次に掲げる理由により、経営体育成型 及び中山間地域型 において、促進計画 の変更があった場合には、その内容を踏まえて、集積促進整備計画（農業経営高度化支援事業を行う場合にあっては農業経営高度化計画を含む。）の変更を行うとともに、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を 別記様式第6号 により報告するものとする。

（1）～（4）（略）

- 2 事業実施主体は、経営体育成型、中山間地域型及び国営流域治水対策型 において、水田貯留機能向上計画 の変更があった場合には、翌年度の11月

に定められた事項の達成状況について審査を行い、その結果を地方農政局長等に審査を行う年度の9月末日までに報告するものとする。

- 2 1の審査の結果、計画審査表に定められた事項の達成状況に関して、達成率が70パーセントに達しない場合には、都道府県知事は、適切な改善措置を講ずることとし、その結果を地方農政局長等に1の審査を行う年度の翌年度の9月末日までに報告するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2の報告において計画審査表に定められた事項の達成率が50パーセントに達しない場合には、都道府県知事に対して、事業の実施方針の検討を指示するものとする。また、農村振興局長は、地方農政局長等の報告を踏まえ、補助金交付の方針を決定するものとする。
- 4 都道府県知事は、地方農政局長等から3の指示を受けた場合には、事業の実施方針を決定し、地方農政局長等に報告するものとする。なお、事業の実施方針の策定に当たっては、都道府県知事は、学識経験者等の第三者の知見を活用すること等により、事業の効果的かつ適正な執行の確保を図るものとする。
- 5 地方農政局長等は4の報告について、関係部課長をもって構成する審査委員会を設置し評価を行い、その結果、計画審査表に定められた事項の達成が困難と見込まれる場合にあっては、当該事業について、当該年度の次年度以降の補助金を充当できないものとする。
この場合、地方農政局長等は、その旨を都道府県知事に通知するものとする。
- 6 2及び3の達成率の低い理由が、自然災害等の不可抗力によると地方農政局長等が判断した場合は、前項までの規定に基づく措置をとることを要しない。

第9 計画の変更等

- 1 都道府県知事は、次に掲げる理由により、経営体育成型において は促進計画、中山間地域型においては促進計画又は特定地域導入促進計画 の変更があった場合には、その内容を踏まえて、経営体育成型においては集積促進整備計画、中山間地域型においては集積促進整備計画又は特定地域集積等促進整備計画（農業経営高度化支援事業を行う場合にあっては農業経営高度化計画を含む。）の変更を行うとともに、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を 別記様式第12号 により報告するものとする。

（1）～（4）（略）

- 2 都道府県知事は、耕作放棄地型において、遊休農地利用増進整備計画 の変更があった場合には、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

末日までに地方農政局長等にその旨を別記様式第14号により報告するものとする。

第9 事業の達成状況報告

都道府県知事は、次に定めるところにより、地方農政局長等に農地整備事業の達成状況について報告するものとする。なお、国営流域治水対策型及び国営事業促進型において市町村又は土地改良区が事業実施主体となる場合にあっては、市町村長又は土地改良区は、事業達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事は、これを基に事業達成状況を地方農政局長等に報告するものとする。

（削る）

1 促進計画等達成状況報告

（1）都道府県知事は、農地整備事業の実施に伴う促進計画及び農業経営高度化計画の達成状況報告に当たっては、生産基盤整備事業等（国営事業促進型にあっては、国営農地再編整備事業）に着手した年度から目標年度（農業経営高度化支援事業を実施しない地区にあっては、生産基盤整備事業等の完了年度）までの毎年度その達成状況を調査し、別記様式第7号、別記様式第8号又は別記様式第9号のいずれかにより翌年度の9月末日までに地方農政局長等に行うものとする。

（2）農地整備事業のうち経営体育成型（第5の1の（2）のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）及び中山間地域型（第5の2の（1）のイの（ウ）の要件により採択された事業実施地区を除く。）を実施する場合には、都道府県知事は、開始年度を含めて3年度目以降生産基盤整備事業等の完了年度まで、促進計画の達成状況について審査を行い、その結果を、審査を行う年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

（3）（2）の審査の結果、促進計画の達成状況に関して、達成率が70パーセントに達しない場合には、都道府県知事は、適切な改善措置を講ずることとし、その結果を、2の審査を行う年度の翌年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

（4）地方農政局長等は、（3）の報告において促進計画の達成率が50パー

旨を別記様式第13号により報告するものとする。

第10 事業の達成状況報告

都道府県知事は、次に定めるところにより、地方農政局長等に農地整備事業の達成状況について報告するものとする。なお、国営事業促進型において市町村又は土地改良区が事業実施主体となる場合にあっては、市町村長又は土地改良区は、事業達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事は、これを基に事業達成状況を地方農政局長等に報告するものとする。

1 農地整備事業（第3の4の国営事業促進型を除く。）の達成状況報告は、生産基盤整備事業等の完了年度（第3の2の（2）の要件で採択された中山間地域型にあっては、生産基盤整備事業等の完了年度及び特定地域導入促進計画に定める目標年度）の3月末日までに、別記様式第14号、別記様式第15号、別記様式第16号又は別記様式第17号のいずれかにより行うものとする。

（新設）

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

セントに達しない場合には、都道府県知事に対して、農地整備事業の実
施方針の検討を指示するものとする。また、農村振興局長は、地方農政
局長等の報告を踏まえ、補助金交付の方針を決定するものとする。

（5）都道府県知事は、地方農政局長等から（4）の指示を受けた場合には、
農地整備事業の実施方針を決定し、地方農政局長等に報告するものとする。
なお、実施方針の策定に当たっては、都道府県知事は、学識経験者
等の第三者の知見を活用すること等により、事業の効果的かつ適正な執
行の確保を図るものとする。

（6）地方農政局長等は、（5）の報告について、関係部課長をもって構成す
る審査委員会を設置し評価を行い、その結果、促進計画の達成が困難と
見込まれる場合にあつては、当該農地整備事業について、当該年度の次
年度以降の補助金を充当できないものとする。

この場合、地方農政局長等は、その旨を都道府県知事に通知するもの
とする。

（7）（3）及び（4）の達成率の低い理由が、自然災害等の不可抗力による
と地方農政局長等が判断した場合は、前3項の規定に基づく措置をとる
ことを要しない。

（削る）

2 農地整備事業の達成状況報告

（1）都道府県知事は、農地整備事業（第3の3の国営流域治水対策型及
び第3の4の国営事業促進型を除く。）の達成状況報告に当たっては、
生産基盤整備事業等の完了年度の3月末日までに、別記様式第10号、
別記様式第11号又は別記様式第12号のいずれかにより行うものとする。

（2）農地整備事業のうち第5の1の（2）のウ又は第5の2の（1）の
イの（ウ）の要件を満たした事業を実施する場合には、都道府県知事
は、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度以降5年間、促進計画を
踏まえて農地所有適格法人等の経営状況を毎年度調査し、翌年度の6
月末日までに、別記様式第13号により地方農政局長等に報告するもの
とする。

2 都道府県知事は、農地整備事業の実施に伴う促進計画、特定地域導入促
進計画及び農業経営高度化計画の達成状況について、生産基盤整備事業等
（国営事業促進型にあつては、国営農地再編整備事業）に着手した年度か
ら目標年度（農業経営高度化支援事業を実施しない地区にあつては、生産
基盤整備事業等の完了年度）までの毎年度その達成状況を調査し、別記様
式第18号、別記様式第19号又は別記様式第20号のいずれかにより翌年
度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

（新設）

(削る)

(削る)

(削る)

3 水田貯留機能向上計画達成状況報告

- (1) 農地整備事業のうち経営体育成型、中山間地域型及び国営流域治水対策型の水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を実施する地区にあっては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度及び第6の7に示す水田貯留機能向上計画に位置付けられた目標年度に、水田貯留機能向上の取組の実施状況を調査し、翌年度の6月末日までに、別記様式第15号により地方農政局長等に報告するものとする。
- (2) (1)の結果、水田貯留機能向上の取組が十分でない場合には、地方農政局長等は、事業の実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。

第10 助成

- 1・2 (略)
- 3 高度土地利用調整事業のうち指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。また、水田貯留機能向上支援事業のうち指導事業の助成は、5に規定する助成の限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

3 第5の1の(2)のウ、第5の2の(1)のイの(ウ)及び第5の2(2)のウの(ウ)の要件による事業実施地区にあっては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度以降5年間、促進計画及び特定地域導入促進計画を踏まえて農地所有適格法人等の経営状況を毎年度調査し、翌年度の6月末日までに、別記様式第21号により、地方農政局長等に報告するものとする。

4 農地整備事業のうち耕作放棄地型の実施地区にあっては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度及び完了年度の5年後の年度（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合にあっては、生産基盤整備事業等の完了年度及び完了年度の5年後の年度並びに第5の3の(4)の耕作放棄地集約化率の確認を行う年度）に、整備基本構想を踏まえて耕作放棄地の利用状況を調査し、翌年度の6月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

5 4の結果、耕作放棄地が利用されていなかった場合には、都道府県は、耕作放棄地利用増進のための改善計画を策定し、市町村及び関係機関との連携により確実に耕作放棄地の利用増進が図られるよう努めるものとする。

(新設)

第11 助成

- 1・2 (略)
- 3 高度土地利用調整事業のうち指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画 又は特定地域導入促進計画 に定める目標年度までにおいて実施するものとする。また、耕作放棄地解消支援事業のうち指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合にあっては、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度。以下同じ。）までにお

4 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の助成は、5に規定する助成の限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。また、水田貯留機能向上支援事業のうち調査・調整事業の助成は、5に規定する助成の限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

5 4に掲げる 調査・調整事業の助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する次の基準額に調整事業の実施年数を乗じた額とする。

- (1) 60ヘクタール未満の場合にあっては、1,500千円
- (2) 60ヘクタール以上200ヘクタール未満の場合にあっては、2,000千円
- (3) 200ヘクタール以上の場合にあっては、4,000千円

6 中心経営体農地集積促進事業の助成は、促進計画又は国営農地再編整備事業の農地集積に係る計画に定める目標年度までに第5の1の(3)、第5の2の(1)のウ若しくは第5の4に定める要件を満たしている場合に行うものとする。

(削る)

7 中心経営体農地集積促進事業の助成の限度額は以下のとおりとする。

- (1)・(2) (略)

(削る)

(削る)

8 耕地利用高度化推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年

いて実施するものとする。

4 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の助成は、5に規定する助成の限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画 又は特定地域導入促進計画 に定める目標年度までにおいて実施するものとする。耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後の年度までにおいて実施するものとする。

5 調査・調整事業の助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する次の基準額に調整事業の実施年数を乗じた額とする。

- (1) 60ヘクタール未満の場合にあっては、1,500千円
- (2) 60ヘクタール以上200ヘクタール未満の場合にあっては、2,000千円
- (3) 200ヘクタール以上の場合にあっては、4,000千円

6 農業経営高度化促進事業の助成は、促進計画、遊休農用地利用増進整備計画、特定地域導入促進計画 又は国営農地再編整備事業の農地集積に係る計画に定める目標年度までに第5の1の(3)、第5の2の(1)のウ、第5の2の(2)のエ、第5の3の(4) 若しくは第5の4に定める要件を満たしている場合に行うものとする。

7 農業経営高度化促進事業の助成は、8及び9の限度額の範囲内において行うものとする。

8 農業経営高度化促進事業（中山間担い手育成支援事業を除く。）の助成の限度額は以下のとおりとする。

- (1)・(2) (略)

(3) 耕作放棄地型において実施する耕作放棄地解消・集積促進事業にあっては、生産基盤整備事業等の総事業費に別表3の区分の欄の4に示す助成割合を乗じた額とする。

9 中山間担い手育成支援事業の助成は次のとおりとする。

(1) 中山間担い手育成支援事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に別表3の区分の欄の3に示す助成割合を乗じた額とする。

(2) 中心経営体農地集積促進事業及び中山間担い手育成支援事業を併せて実施する場合の中心経営体農地集積促進事業の助成の限度額の算定に当たっては、8の(1)の「総事業費」を「事業の受益面積のうち中山間担い手育成支援事業の対象とする中心経営体の経営等農用地面積を除いた面積の割合を総事業費に乗じて得た額」と読み替えて算定するものとする。

10 耕地利用高度化推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年

度の翌年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

(削る)

9 水田貯留機能向上推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

10 水田貯留機能向上推進事業の助成単価は、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）又は施工延長に助成単価を乗じた額の合計を補助事業者に助成するものとする。

(1) 畦畔の整備にあつては、別紙5別表2の(9)のイに規定する単価とする。

(2) 排水口の整備にあつては、別紙5別表2の(9)のウに規定する単価とする。

(3) 排水路の整備にあつては、別紙5別表2の(9)のアに規定する単価とする。

(4) 暗渠排水にあつては、別紙5別表2の(5)に規定する単価とする。

(5) 湧水処理にあつては、別紙5別表2の(6)に規定する単価とする。

(6) 特認事業にあつては、別紙5別表2の(9)エに規定する単価とする。

第11 その他

1・2 (略)

3 第10の7及び8の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち生産基盤整備事業及び国営農地再編整備事業の総事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、中心経営体農地集積促進事業、耕地利用高度化推進事業及び水田貯留機能向上推進事業の助成の限度額算定に当たっては留意されたい。

4・5 (略)

度の翌年度から促進計画 又は特定地域導入促進計画 に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

11 耕作放棄地活用推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後の年度までにおいて実施するものとする。

(新設)

(新設)

第12 その他

1・2 (略)

3 第11の8、9及び10の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち生産基盤整備事業及び国営農地再編整備事業の総事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、農業経営高度化促進事業及び耕地利用高度化推進事業の助成の限度額算定に当たっては留意されたい。

4・5 (略)

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

別記（略）

別記（略）

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

別表1

区分	事業種類	事業内容	備考
1 農業生産基盤整備事業	(1)・(2) (略)	(略)	
	(削る)	(削る)	
	(削る)	(削る)	
	<u>(3)</u> (略)	(略)	
	(削る)	(削る)	
	<u>(4)</u> (略)	(略)	
	(削る)	(削る)	
	<u>(5) 暗渠排水事業</u>	農地につき行う暗渠の新設若しくは変更又は心土破砕工	
	<u>(6) 客土事業</u>	農地につき行う客土（混層耕を含む）又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等	
	<u>(7) 除礫</u>	除礫	
2・3 (略)	(略)	(略)	(略)
4 農業経営高度化支援事業	(1) (略)	(略)	(略)
	(削る)	(削る)	(削る)

別表1

区分	事業種類	事業内容	備考
1 農業生産基盤整備事業	(1)・(2) (略)	(略)	
	<u>(3) 客土事業</u>	農地につき行う客土（混層耕を含む）又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等	
	<u>(4) 暗渠排水事業</u>	農地につき行う暗渠の新設若しくは変更又は心土破砕工	
	<u>(5)</u> (略)	(略)	
	<u>(6) 除礫</u>	除礫	
	<u>(7)</u> (略)	(略)	
	<u>(8) 農地保全</u>	農地の保全のため必要な事業	
	(新設)	(新設)	
	(新設)	(新設)	
	(新設)	(新設)	
2・3 (略)	(略)	(略)	(略)
4 農業経営高度化支援事業	(1) (略)	(略)	(略)
	<u>(2) 耕作放棄地解消</u>		

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

					支援事業		
					ア 指導事業	土地利用調整及び耕作放棄地解消を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動	耕作放棄地型に限る
					イ 調査・調整事業	耕作放棄地解消のための関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動	耕作放棄地型に限る
	<u>(2) 中心経営体農地集積促進事業</u>	中心経営体への農地の集積・集約化に向けた促進支援	<u>経営体育成型、中山間地域型及び国営事業促進型に限る。</u>		<u>(3) 農業経営高度化促進事業</u>	(新設)	(新設)
	(削る)	(削る)	(削る)		ア 中心経営体農地集積促進事業	中心経営体への農地の集積・集約化に向けた促進支援	経営体育成型、中山間地域型及び国営事業促進型に限る
	(削る)	(削る)	(削る)		イ 耕作放棄地解消・集積促進事業	担い手への耕作放棄地の利用の集約化に向けた促進支援	耕作放棄地型に限る
	(削る)	(削る)	(削る)		ウ 中山間担い手育成支援事業	地域の農業を牽引する中心経営体の育成支援	第5の2の(2)により採択された中山間地域型に限る
	<u>(3) 耕地利用高度化推進事業</u>	(略)	<u>経営体育成型及び中山間地域型に限る</u>		<u>(4) 耕地利用高度化推進事業</u>	(略)	<u>経営体育成型、中山間地域型及び中山</u>

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

	(削る)	(削る)	る。				間地域傾斜のうち型に限る
	<u>(4) 水田貯留機能向上支援事業</u> ア 指導事業	水田貯留機能向上の取組を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動	経営体育成型、中山間地域型及び国営流域治水対策型に限る。	<u>(5) 耕作放棄地活用推進事業</u>	営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、耕作放棄地活用のための条件整備活動、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動	耕作放棄地型に限る	
	イ 調査・調整事業	関係農家の意向調査活動、水利用・土地利用・作付調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動	経営体育成型、中山間地域型及び国営流域治水対策型に限る。	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	<u>(5) 水田貯留機能向上推進事業</u>	水田貯留機能向上の取組実施に際しての畦畔補強、排水整備	経営体育成型、中山間地域型及び国営流域治水対策型に限る。	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

別表2（採択要件）

区分	現況	基準	要件
1-1・ 1-2（略）	（略）	（略）	（略）
2-1 中山間地域型 <u>集積率要件</u>	（略）	（略）	（略）
2-2 中山間地域型 <u>集約化率要件</u>	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）

別表2（採択要件）

区分	現況	基準	要件
1-1・ 1-2（略）	（略）	（略）	（略）
2-1 中山間地域型 <u>集積率要件①</u>	（略）	（略）	（略）
2-2 中山間地域型 <u>集約化率要件①</u>	（略）	（略）	（略）
<u>3-1</u> <u>中山間地域型</u> <u>集積率要件②</u>	<u>20パーセント未満</u>	<u>30パーセント以上となること</u>	<u>担い手農地</u> <u>利用集積率</u> <u>が左記のよ</u> <u>うに増加す</u> <u>ることが確</u> <u>実と見込ま</u> <u>れること</u>
<u>第5の2の</u> <u>(2)のウの</u> <u>(ア)の</u> <u>集積率要件</u>	<u>20パーセント以上</u>	<u>10パーセントポイント</u> <u>以上増加すること</u>	
	<u>50パーセント以上</u>	<u>60パーセント以上となること</u>	
	<u>55パーセント未満</u>	<u>5パーセントポイント</u> <u>以上増加すること</u>	
	<u>55パーセント以上</u>	<u>90パーセント未満</u>	
	<u>90パーセント以上</u>	<u>95パーセント以上となること</u>	
	<u>95パーセント未満</u>	<u>担い手への利用集積が</u> <u>図られること</u>	
	<u>95パーセント以上</u>		
<u>3-2</u> <u>中山間地域型</u> <u>集約化率要件</u> <u>②</u>	<u>13パーセント未満</u>	<u>20パーセント以上となること</u>	<u>担い手農地</u> <u>利用集約化</u> <u>率が左記の</u> <u>ように増加</u> <u>することが確</u> <u>実と見込ま</u> <u>れること</u>
<u>第5の2の</u> <u>(2)のウの</u> <u>(イ)の</u> <u>集約化率要件</u>	<u>13パーセント以上</u>	<u>7パーセントポイント</u> <u>以上増加すること</u>	
	<u>35パーセント未満</u>	<u>42パーセント以上となること</u>	
	<u>35パーセント以上</u>	<u>3.5パーセントポイント</u> <u>以上増加すること</u>	
	<u>38.5パーセント未満</u>	<u>66.5パーセント以上となること</u>	
	<u>38.5パーセント以上</u>	<u>63パーセント未満</u>	
	<u>63パーセント以上</u>	<u>66.5パーセント以上となること</u>	
	<u>66.5パーセント未満</u>	<u>担い手への集約化が図</u> <u>られること</u>	
	<u>66.5パーセント以上</u>		

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

別表3（助成）

区分	基準	助成割合	助成額
1・2（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）

別記様式第1号・別記様式第2号（略）

別表3（助成）

区分	基準	助成割合	助成額
1・2（略）	（略）	（略）	（略）
3 中山間地域型 中山間担い手 育成支援事業	対象とする中心経営体の経営等農用地に対する高収益作物の作付面積の増加割合	基 本	生産基盤整備事業等の総事業費に左記の計算式による助成割合を乗じた金額を限度額とする。
	5パーセント以上 10パーセント未満	当該中心経営体の集積率×0.030	
	10パーセント以上 15パーセント未満	当該中心経営体の集積率×0.045	
	15パーセント以上 20パーセント未満	当該中心経営体の集積率×0.060	
	20パーセント以上	当該中心経営体の集積率×0.075	
	4 耕作放棄地型 耕作放棄地解 消・集積促進 事業	耕作放棄地集約化率	
4パーセント以上 5パーセント未満	0.020		
5パーセント以上 6パーセント未満	0.030		
6パーセント以上 7パーセント未満	0.040		
7パーセント以上 8パーセント未満	0.050		
8パーセント以上 9パーセント未満	0.060		
9パーセント以上 10パーセント未満	0.070		
10パーセント以上	0.075		

別記様式第1号・別記様式第2号（略）

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

(削る)

別記様式第3号

特定地域農用地利用集積等促進土地改良整備計画

都道府県名	所在地	地区名	地区面積(ha)	地域区分	傾斜度 1/100以上(%)	平均傾斜度	
地勢及び 社会経済 条件				農用地の 整備状況			
営農状況							
地区設定 理由				非農用地の 概要			
業構造 改善目標	現 況 → 目 標						
担い手等 の見通し	区 分	担い手農家数	農地所有適格 法人数	生産組織数	集落営農数	その他(経営受託)	計
	現況						
農用地の 流動化計 画及び経 営体育成 計画又は 農地所有 適格法人 等育成計 画	項目	農用地面積 (ha) ①	担い手の経 営面積(ha) ②	同友シェア (%) ②÷①	認定農業者数	全農家に占 める認定農 業者の割合	備考
現況						当該地区(対象 事業完了時) 市町村平均	目標年度： 〇〇年度
対象事業 完了時							
目標							
土地利用 計画	集積方法(目標)	計(ha)	担い手農家	農地所有適格法人	生産組織	集落営農	
	自己所有地						
	貸借権設定						
	経営受託						
	基幹作業受託						
計(ha)							
高収益作 物導入促 進計画	項目	地区における高収益 作物作付面積の事業 実施前に対する増加 面積(ha)	高収益作物の作付面 積の増加割合(%)	担い手による高収益 作物作付面積の事業 実施前に対する増加 面積(ha)	高収益作物の作付面 積の増加割合(%)		
	対象事業完了時 目標						
農業生産 基盤整備 計画	(年～ 年)		(年～ 年)		(年～ 年)		(年～ 年)

（削る）

別記様式第4号

	県	地区
	作成年月	

特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画書
〇〇 地区

年 月 日
〇〇 県 〇〇 市町村

<目次>

- | | |
|--|--|
| <p>1 特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画
 画総括表</p> <p>2 農業構造再編の目標
 (1) 生産性向上の目標
 (2) 市町村が定めた農業構造改善目標（将来の営農類型）
 (3) 担い手等の見通し
 (4) 経営所得安定対策加入経営体の見通し
 (5) 経営所得安定対策加入経営体の概要</p> <p>3 農用地の流動化計画
 (1) 農用地流動化計画
 (2) 農作業集積計画</p> <p>4 経営体育成計画又は農地所有適格法人等育成計画
 (1) 認定農業者の育成計画
 (2) 農地所有適格法人等育成計画</p> <p>5 高収益作物導入促進計画
 (1) 地区における高収益作物の作付計画
 (2) 担い手による高収益作物の作付計画</p> <p>6 土地利用計画
 (1) 土地利用区分
 (2) 土地利用計画
 (3) 作物作付計画</p> | <p>7 農業機械利用計画
 (1) 田植機
 (2) 乗用型トラクター
 (3) コンバイン
 (4) その他の農業機械</p> <p>8 ほ場の整備計画</p> <p>9 農業生産基盤の整備目標
 (1) 基盤整備の基本方針
 (2) 基盤整備の概要</p> <p>10 関連事業計画
 1.1 推進体制整備計画
 1.2 営農環境の整備目標
 (1) 営農環境整備の基本方針
 (2) 営農環境整備の概要</p> <p>1.3 土地改良施設等の管理計画
 (1) 農業水利費に関する事項
 (2) 土地改良施設の維持管理計画
 (3) その他施設の維持管理計画</p> <p>1.4 農業農村整備事業管理計画
 (1) 農業生産基盤整備計画
 (2) 営農環境整備計画</p> <p>1.5 その他必要な事項</p> |
|--|--|

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

1 特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画総括表

都道府県名	所在地	地区名	地区面積(ha)	地域区分	傾斜度 1/100以上(%)	平均傾斜度	
地勢及び社会経済条件				農用地の整備状況			
営農状況							
地区設定理由				非農用地の概要			
農業構造再編の目標 <u>現況</u> → <u>目標</u>							
農用地の流動化計画及び経営体育成計画又は農地所有適格法人等育成計画	項目	農用地面積(ha) <u>①</u>	担い手の経営面積(ha) <u>②</u>	同左シェア <u>(%)②÷①</u>	認定農業者数	全農家に占める認定農業者の割合	備考
	現況					当該地区(対象事業完了時)	目標年度： ○○年度
	対象事業完了時					市町村平均	
	目標						
土地利用計画	集積方法(目標)	計(ha)	担い手農家	農地所有適格法人	生産組織	集落営農	
	自己所有地						
	貸借権設定						
	経営受託						
	基幹作業受託						
	計(ha)						
高収益作物導入促進計画	項目	地区における高収益作物作付面積の事業実施前に対する増加面積(ha)	高収益作物の作付面積の増加割合(%)	担い手による高収益作物作付面積の事業実施前に対する増加面積(ha)	高収益作物の作付面積の増加割合(%)		
	対象事業完了時						
	目標						

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

土地利用計画図
〇〇県〇〇地区

(位置図)

凡 例		
区 分	担い手の農用	黒
	水田	赤
	畑	黄
	飼料畑	黄緑
	樹園地	茶
	農地転用区域	青
	非農用地区域	緑

注1：6土地利用計画に従って区分する。

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

2 農業構造再編の目標

(1) 生産性向上の目標

① 都道府県における農作物生産性向上指針

名 項	作 物								試 算 条 件	
	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標		
	収量	(kg)								①作付体系、経営規模 ②労働力 ③主要機械装備 ④ほ場条件 ⑤営農技術水準
10	労働時間	(時間)								
a	(参考)県平均労働時間									
当	生産費	(円)								
た	うち農機具費									
り	その他の物材費									
	労働費									
	60kg 当たり費用合計 (円)									

② 当該地区における生産性向上等の目標

名 項	作 物								試 算 条 件	
	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標		
	収量	(kg)								①作付体系、経営規模 ②労働力 ③主要機械装備 ④ほ場条件 ⑤営農技術水準
10	労働時間	(時間)								
a	(参考)県平均労働時間									
当	生産費	(円)								
た	うち農機具費									
り	その他の物材費									
	労働費									
	60kg 当たり費用合計 (円)									

(2) 市町村が定めた農業構造改善目標（将来の営農類型）

番号	営 農 類 型	経営規模の目標	農家戸数の目標	そ の 他

(3) 担い手等の見通し

① 農家数及び経営規模

区 分	専 業		第一種兼業		第二種兼業		計	
	戸 数	標 準 経営規模	戸 数	標 準 経営規模	戸 数	標 準 経営規模	戸 数	標 準 経営規模
現 況 (RO)	戸	ha/戸 ()	戸	ha/戸 ()	戸	ha/戸 ()	戸	ha/戸 ()
目 標 (RO)	戸	ha/戸 ()	戸	ha/戸 ()	戸	ha/戸 ()	戸	ha/戸 ()

注：上段（ ）は、地区外の経営面積もカウントした標準経営規模である。

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

3 農用地の流動化計画

(1) 農用地流動化計画

① 担い手への利用集積計画

区分	農用地面積 (ha)	担い手の 所有面積 (ha)	担い手への使用収益権面積(ha)				担い手への 基幹3作業 受託面積 (ha)	担い手への 利用集積面積 (ha)	農用地面積に 占める担い手 への利用集積 率(%)
			経営基盤強 化法の貸借 権設定	農地法第3 条による貸 借権設定	その他	計			
	(A)	(B)				(C)	(D)	(E=B+C+D)	(E/A)
現況 (a)									
1年 度目									
2年 度目									
3年 度目									
4年 度目									
5年 度目									
対 象 事 業 完 了 時(b)									
目 標									
b-a									

注：計画において、生産組織及び集落営農による利用集積を行う場合は、オペレーターの所有耕地及び貸借権等設定値を含めて基幹3作業受託で整理を行い記入する。

② 担い手への面的集積計画

区分	農用地面積 (ha)	担い手の 所有面積の うち面的集 積面積 (ha)	担い手への使用収益権面積のうち 面的集積面積(ha)				担い手への 基幹3作業 受託面積のうち 面的集積面 積 (ha)	担い手への 面的集積面積 (ha)	農用地面積に 占める担い手 への面的集積 率(%)
			経営基盤強 化法の貸借 権設定	農地法第3 条による貸 借権設定	その他	計			
	(A)	(B)				(C)	(D)	(E=B+C+D)	(E/A)
現況 (a)									
1年 度目									
2年 度目									
3年 度目									
4年 度目									
5年 度目									
対 象 事 業 完 了 時 (b)									
目 標									
b-a									

注：計画において、生産組織及び集落営農による面的集積を行う場合は、オペレーターの所有耕地及び貸借権等設定値を含めて基幹3作業受託で整理を行い記入する。

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

(2) 農作業集積計画

作物名	作業名	現況						目標						
		個別農家	うち中核農家	農地所有適格法人	生産組織	集落営農	その他	計	担い手農家	農地所有適格法人	生産組織	集落営農	その他	計
区分														
	組織数(組織)													
	農家戸数(戸)													
	基幹作業													
	経営受託(ha)													

4 経営体育成計画又は農地所有適格法人等育成計画

(1) 認定農業者の育成計画

	市町村全体					地区内									
	現況	目標	全農家戸数	目標割合(%)	現況	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	対象事業完了時	目標	全農家戸数	認定農業者比率(%)	増加率(%)
		(A)	(B)	(A/B)	(C)							(D)	(E)	(D/E)	((D-C)/C)
認定農業者数															

(2) 農地所有適格法人等育成計画

(1) 農地所有適格法人等概要

作成年月日	___年___月___日	構成員数(戸数)	___人(___戸)
農地所有適格法人となる予定日	___年___月___日	特定農業法人となる予定日	___年___月___日
認定農業者となる予定日	___年___月___日	経営所得安定対策の加入者となる予定日	___年___月___日
予定法人形態		予定構成員数	人(うち常時従事者数 ___人)
予定経営方針			

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

② 目標とする農業経営の指標

① 目標とする営農類型		現状		法人設立時		完了時		目標		
作目・部門名		作付面積	生産量	作付面積	生産量	作付面積	生産量	作付面積	生産量	
経営面積合計										
② 農業経営の規模	経営耕地	区分	地目	所在地	現状	法人設立時	完了時	目標		
		組織の構成員が権原を有している農地								
		作目	作業		現状	法人設立時	完了時	目標		
	特定作業受託				作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量
	作業受託									
		単純計 換算後								
その他の関連附帯事業	事業名	内容		現状	法人設立時	完了時	目標			
③ 生産方式	機械・施設	機械・施設名			型式、性能、規模等及びその台数					
		現状	法人設立時	完了時	目標					
	農用地の利用条件	現状	法人設立時	完了時	目標					
④ 経営管理の方法		現状	法人設立時	完了時	目標					
⑤ 農業従事の状態等										
⑥ 売上高	農業	設立時		完了時		目標				
	その他事業									
⑦ 構成員数	総数									
⑧ 業務執行役員数	総数									

5 高収益作物導入促進計画

(1) 地区における高収益作物の作付計画

区分	農用地面積 (ha) (A)	地区における 高収益作物作付面積 (ha) (B)	地区における高収益作物 作付面積の事業実施前 に対する増加面積 (ha) (C)	高収益作物の作付面積の 増加割合 (%) (C/A)
現況				
1年度目				
2年度目				
3年度目				
4年度目				
5年度目				
対象事業 完了時 目標				

(2) 担い手による高収益作物の作付計画

農業者 等名	区分	担い手の 利用集積 面積 (ha) (A=B+C+D)	担い手の 所有面積 (ha) (B)	担い手の 使用収益権 面積 (ha) (C)	担い手の 基幹3作業 委託面積 (ha) (D)	担い手による 高収益作物 作付面積 (ha) (E)	担い手による 高収益作物 作付面積 の事業実施 前に対する 増加面積 (ha) (F)	高収益作物 の作付面積 の増加割合 (%) (F/A)
		現況						
1年度目								
2年度目								
3年度目								
4年度目								
5年度目								
対象事業 完了時 目標								

注：別紙1の第5の4の2)のイの要件を満たす担い手について、当該担い手別に記入する。

6 土地利用計画

(1) 土地利用区分

集落名	面積 (ha)	内 訳						
		高生産性農業型ほ場区域		集約農業型 ほ場区域	条件不利区域	農地転用区域	非農用地	その他
		大区画 ほ場区域	標準区画 ほ場区域					
		()	()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()	()
計		()	()	()	()	()	()	()

注1：() 内は内数で、当該ハード事業実施区域のうち、畦畔除去等簡易なほ場整備を含むほ場整備区域等の面積を記入する。

注2：土地利用区分は次の別を参考とする。

ア 高生産性農業型ほ場区域

(1) 大型農業機械や航空機利用等による大規模経営や乾田直播等新たな営農技術の導入を図るため、ほ場の大区画化、農地の集積を強力に進めることが可能な地域。

(2) 大区画のほ場整備が実施され、又は畦畔除去等により区画の大規模化が促進される地域。

(3) 数集落の農地が生産組織等により利用されることが想定される地域。

(4) 将来においても生産性の高い優良農地として保全する地域。

(5) 標準区画程度に区画整理が終了した地域において、大区画化を前提とする農地利用の集積が図られること。

イ 集約農業型ほ場区域

(1) 大区画ほ場を達成することが困難であり、果樹、野菜等を交えた集約的な複合経営を目指す地域。

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

- (4)生産調整を積極的に行う地域。
- ウ 条件不利区域
生産性の向上があまり期待できず、原則として事業対象としない地域。
- エ 農地転用区域
計画的に農地を転用する地域であって、事業対象としない地域。
- オ 非農用地
当該ハード事業により設定された非農用地区域。

(2) 土地利用計画

① 権利に基づく土地利用集積方法

農作業主体	担い手等										合計	
	農家		農地所有適格法人		生産組織		集落営農		その他		戸数	面積
権利の種類	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
自己所有地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
賃借権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
社												

注：本表の基礎資料として、ア 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、イ 農用地集積状況図を作成する。

ア 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

（数値等は記入例）

担い手番号	地番	面積	計画地目	所有農家番号	担い手区分別集積方法					計
					担い手農家	農地所有適格法人	生産組織	集落営農	その他法人	
⑥	0001	1.20	田	⑥	所⑥					
	0002	1.06	畑		所⑥					
	0103	1.40	田	②	賃⑥					
	0205	1.35	〃	④	受⑥					
小計	5.01				5.01					
計										

注1：一覧表は、担い手別に整理する。

注2：集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑥等、法人及び組織等はA等と表記する。

イ 農用地集積状況図

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

② 権利に基づく面的土地利用集積方法

農作業主体 権利の種類	担い手等										合計	
	農家		農地所有適格法人		生産組織		集落営農		その他		戸数	面積
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
自己所有地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
賃借権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

注：本表の基礎資料として、ア 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、イ 農用地面的集積状況図を作成する。

ア 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

（数値等は記入例）

担い手番号	地番	面積	計画地目	所有農家番号	担い手区分別面的集積方法					計	
					担い手農家	農地所有適格法人	生産組織	集落営農	その他法人		
⑥	0001	1.20	田	⑥	(所)⑥	1.20					
	0002	1.06	畑		(所)⑥	1.06					
	0103	1.40	田	②	(賃)⑥	1.40					
	0205	1.35	〃	④	(受)⑥	1.35					
小計		5.01				5.01					
計											

注1：一覧表は、担い手別に整理する。

注2：集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑥等、法人及び組織等はA等と表記する。

イ 農用地面的集積状況図

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

③ 権利に基づく経営所得安定対策加入経営体への土地利用集積方法

権利の種類	経営所得安定対策加入経営体								合計		
	個別農業者		農地所有適格法人等				集落営農		戸数	面積	
	戸数	面積 ha	戸数	面積 ha	うち特定農業法人		戸数	面積 ha			
自己所有地					戸	ha			戸	ha	戸
賃借権設定											
経営受託											
基幹作業受託											
計											

注：本表の基礎資料として、ア 経営所得安定対策加入経営体別地番別土地利用調整結果一覧表、イ 農用地集積状況図を作成する。

ア 経営所得安定対策加入経営体別地番別土地利用調整結果一覧表

（数値等は記入例）

経営所得安定対策加入経営体番号	地番	面積	計画地目	所有農家番号	経営所得安定対策加入経営体別集積方法			計
					個別農業者	農地所有適格法人等	集落営農	
A	0001	1.20	田	⑥		(所)⑥ 1.20		
	0002	1.06	畑			(所)⑥ 1.06		
	0103	1.40	田	②		(賃)⑥ 1.40		
	0205	1.35	〃	④		(受)⑥ 1.35		
小計		5.01				5.01		
計								

注1：一覧表は、経営所得安定対策加入経営体別に整理する。

注2：集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑥等、法人及び組織等はA等と表記する。

イ 農用地集積状況図

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

(3) 作物作付計画

① 地区における作物作付計画

地目	田				畑				計				
	現況		計画		現況		計画		現況		計画		
本地面積													
表作・裏作	作物名			面積	率	面積	率	面積	率	面積	率	面積	率
表作													
裏作													
計（耕地利用率）													

② 担い手による作物作付計画

農業者等名	地目	田				畑				計			
		現況		計画		現況		計画		現況		計画	
本地面積													
表作・裏作	作物名			面積	率	面積	率	面積	率	面積	率	面積	率
表作													
裏作													
計（耕地利用率）													

注：運用第5の2の（2）のイの（イ）の要件を満たす担い手について、当該の担い手別に記入する。

7 農業機械利用計画

(1) 田植機

区分	計画区内 農用地面積 (ha)	能力別	(参考) 1台あたり利用 規模下限面積	所有 台数	利用 面積	うち個人利用		うち共同利用	
						台数	面積	台数	面積
現況 (年)		歩2条	ha		ha		ha		ha
		乗3～4条							
		乗5～6条							
		乗8条～							
		計							
計画 (年)		条							
		条							
		計							

注1：農業機械の1台あたり利用規模下限面積とは、機種的能力及び経済性を基準として都道府県が定める高性能農業機械導入計画で定めたものを用いる。なお、同計画で定めていない機種等については記入を要しない（以下同じ）。

注2：目標年度における導入機械の能力及び台数は、コスト削減目標の試算条件を考慮し計画する（以下同じ）。

注3：能力区分は、計画における能力区分と合致する区分とする（様式はあくまでも例であり、固定するものではない）。

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

(2) 乗用型トラクター

区分	計画区内 農用地面積 (ha)	能力別	〔参考〕 1台あたり利用 規模下限面積 ha	所有 台数	利用 面積 ha	うち個人利用		うち共同利用	
						台数	面積 ha	台数	面積 ha
現況 (年)		～20ps	ha		ha		ha		ha
		20～30ps							
		30～40ps							
		40ps～							
		計							
計画 (年)		ps							
		ps							
		計							

(3) コンバイン

区分	計画区内 農用地面積 (ha)	能力別	〔参考〕 1台あたり利用 規模下限面積 ha	所有 台数	利用 面積 ha	うち個人利用		うち共同利用	
						台数	面積 ha	台数	面積 ha
現況 (年)		自脱刈幅 ～0.8m	ha		ha		ha		ha
		0.8～1.2m							
		1.2～1.6m							
		1.6m～							
		汎用～2.5m							
		普通～0.8m							
		0.8～2.5m							
		2.5～3.5m							
		3.5m～							
				計					
計画 (年)		m							
		m							
		計							

(4) その他の農業機械
(その他必要な農業機械について、利用計画を記入する。)

8 ほ場の整備計画

区分	現況(年)	計画(年)
耕地面積(ha)		
高生産性ほ場(大区画)		()
一般ほ場(ほ区均平標準区画)		()
〃 (耕区均平標準区画)		()
〃 (その他標準区画)		()
労働集約型ほ場(小区画)		()
未整備		
非農用地		
その他面積		
計		

注1: 非農用地とは現況耕地等であってほ場整備により創設されるものとし、その他面積には、樹園地等を含む。

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

9 農業生産基盤の整備目標

(1) 基盤整備の基本方針

（農業生産基盤の整備について、農業構造再編の目標等を踏まえ、水田及び畑の区画規模、農業用排水施設、農道等について整備方針を示す。）

(2) 基盤整備の概要

① 区画整理

項 目	現 況		目 標	
	面 積	比 率	面 積	比 率
水田	総面積	ha	ha	%
	整備済			
畑	総面積			
	整備済			

② 農業用排水施設

項 目	現 況	目 標
幹線水路	m	m
幹線排水路		
支線水路		
支線排水路		
水路総延長		
うち改良済み		

③ 農 道

項 目	現 況	目 標
幹線道路	m	m
改良済		
支線道路		
改良済		
道路総延長		
うち改良済		

10 関連事業計画

導入事業名	事業の内容	予 定 工 期		農地整備事業(中山間傾斜農地型)との関連	備 考
		導入年度	完了年度		

1.1 推進体制整備計画

（事業の円滑な推進を図るための推進体制について、市町村段階、集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容等を記述するとともに組織図を作成する。）

1.2 営農環境の整備目標

(1) 営農環境整備の基本方針

（営農環境の整備について、農業農村の活性化のために生産基盤の整備と一体的に整備する農業集落道整備、農業集落排水施設の整備、集落防災安全施設の整備等について整備方針を示す。）

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

(2) 営農環境整備の概要

① 農業集落道

項 目	現 況	目 標
実延長	m	m
改良延長		
改良率		
舗装延長		
舗装率		

② 農業集落排水施設

要整備量（路線）

項 目	現 況	目 標
路線数		
延 長		
整備率		
対象戸数		

要整備量（処理施設）

項 目	現 況	目 標
処理人口		
普及率		
備 考		

③ 集落防災安全施設

項 目	現 況	計 画
防火水槽箇所		
防護フェンス		

1.3 土地改良施設等の管理計画

(1) 農業水利費に関する事項

内 容	維持管理費	うち都道府県補助	うち市町村助成等	農家負担額	備 考
	① 円/10a	② 円/10a	③ 円/10a	① - (② + ③) 円/10a	
計					

(2) 土地改良施設の維持管理計画

管理者	管理すべき施設の種類の			管理に要する費用の概算及びその負担方法		
	名称	位置	管理の内容及び種類	名称	維持管理費	負担の方法

(3) その他施設の維持管理計画

管理者	管理すべき施設の種類の			管理に要する費用の概算及びその負担方法		
	名称	位置	管理の内容及び種類	名称	維持管理費	負担の方法

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
 一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

1.4 農業農村整備事業管理計画

(1) 農業生産基盤整備計画

① 補助事業

事業名	地区名	事業 主体	受益 面積	概算総 事業費	主要工事 概要	予定負担率(%)		前年度 までの 事業費	事業実施スケジュール 年度別事業費					予定 工期	事業 番号	考
						市町村	農家		R.O	R.O	R.O	R.O	R.O			

② 国営事業

事業名	地区名	受益 面積	総事 業費	事業 工期	前年度 までの 進捗率	当該区域内施設等			事業 番号	備考
						受益 面積	施設の名称及び数量	進捗率		

(2) 営農環境整備計画

事業名	地区名	事業 主体	受益 面積	概算総 事業費	主要工事 概要	予定負担率(%)		前年度 までの 事業費	事業実施スケジュール 年度別事業費					予定 工期	事業 番号	備考
						市町村	農家		R.O	R.O	R.O	R.O	R.O			

1.5 その他必要な事項

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
 一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

(削る)

別記様式第5号

(1/2)

〇〇地区 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想	
事 項	内 容
1. 事業実施区域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地区名： ・所在地： ・地区設定理由： ・受益面積：
2. 事業実施区域内の農地の現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地区農地の現況及び課題
3. 事業実施区域内の耕作放棄地の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・整備基本構想範囲の耕作放棄地の面積： <li style="padding-left: 20px;">うち受益地内の面積： ・耕作放棄地の発生理由： ・整備基本構想範囲の耕作放棄地となるおそれがある農地の面積： <li style="padding-left: 20px;">うち受益地内の面積： ・耕作放棄地となるおそれがあるとした理由：
4. 事業実施区域内の耕作放棄地の利用増進の方針	
5. 整備基本構想の実現のための整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・整備内容 ・整備による効果
6. 営農区の概要	<ul style="list-style-type: none"> 営農区数： 営農区面積の合計：
①〇〇営農区	<ul style="list-style-type: none"> 営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 受益面積：
②〇〇営農区	<ul style="list-style-type: none"> 営農区設定理由：

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

〇〇地区 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想	
事 項	内 容
7. 営農区の営農活動等方針	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の生産性の向上方針： ・担い手育成・確保方針： ・農業生産活動方針：
8. 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想図	<p>別に添付すること。 （図面スケール：1/25,000 又は 1/50,000） また、図面の作成に当たっては、以下の事項を明記すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地区範囲、（営農区範囲） ②各営農区の整備内容 ③各営農区の整備目的 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">・耕作放棄地型（〇〇地区）</p> </div>

※ 6及び7については、別紙1の第5の3の（2）ただし書に該当する場合のみ記入すること。

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
 一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

（削る）

別記様式第6号

遊休農地利用増進土地改良整備計画書

1 計画区域の現況

都道府 県名		地区名		所在地			
地目	田	普通畑	樹園地	その他	計	備考	
農用地面積 (ha)							
受益地内の耕作放棄地面積		ha	耕作放棄地及び耕作放棄 地となるおそれがある農 地を含む割合			%	
受益地内の耕作放棄地とな るおそれがある農地面積		ha					
地形・ 土壌・ 地気象							
地 域 農 業 概 要	専業別 農家戸数	専業	1種 兼業	2種 兼業	計	平均農家所得 (令和__年)	
						農業所得	千円
	1戸当たり 平均耕地面積 (ha)	水田	普通畑	樹園地	その他	計	農外所得 千円
						計	千円
	主要 作物 作付 面積	作物名				延作付面積 (ha)	土地利用 率 (%)
		作付面積 (ha)					
		単位収量 (kg/10a)					
地域指定等							

2 課題及び整備方針

地域農業の 現状と課題	
地域農業 の振興方向	
整備方針	

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
 一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

3 耕作放棄地解消・利用増進計画

耕作放棄地又は耕作放棄地となるおそれがある農地の所在地	面積 (ha)	耕作放棄地の発生要因又は、耕作放棄地となるおそれがあるとした理由	活用方針	担い手への集積面積

※ 第5の5の(3)により、耕作放棄地となるおそれがあると都道府県知事が判断した理由については、当該農地の現状（耕作者の年齢、意思、後継者の見通し、地域内の担い手の状況、当該農地の生産性等）等を踏まえ、具体的に記入すること。また、一筆ごとに耕作放棄地となるおそれがあるとした理由、現況写真等の資料を添付するものとする。

4 担い手への農地の利用集積等計画

	事業実施前	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	事業完了時
農業者	()	()	()	()	()	()	()
うち認定農業者数	()	()	()	()	()	()	()
農地所有適格法人	()	()	()	()	()	()	()
うち認定農業者数	()	()	()	()	()	()	()
生産組織	()	()	()	()	()	()	()
特定農業団体	()	()	()	()	()	()	()
その他法人	()	()	()	()	()	()	()
今後育成する農業者	()	()	()	()	()	()	()
<合計>							
担い手数							
《事業前》	()	()	()	()	()	()	()
《事業完了》	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
うち認定農業者数	()	()	()	()	()	()	()

※ () 内に各担い手の集積面積 (ha) を記載（合計欄の[]内には地区内農地面積に占めるシェアを記載）

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

6. 耕作放棄地解消支援計画

（別紙1の別表1の区分の欄の4の（2）の事業を実施する場合のみ記入すること）

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費	備考
指導事業					
調査・調整事業					

7. 耕作放棄地解消・集積促進計画

（別紙1の別表1の区分の欄の4の（3）のイの事業を実施する場合のみ記入すること）

（1）耕作放棄地解消・集積促進事業全体計画

事業実施主体	事業実施期	実施内容	総事業費	備考

（2）耕作放棄地集約化計画

	事業実施前 (○年度)	事業完了時 (○年度)	目標年度 (○年度)
農業者	/		
うち認定農業者数			
農地所有適格法人			
うち認定農業者数			
生産組織			
特定農業団体			
その他法人			
今後育成する農業者			
<合計>	(耕作放棄地面積)	[]	[]
	(地区内農用地面積)	(地区内農用地面積)	(地区内農用地面積)

※地区内の耕作放棄地面積のうち担い手に集約化した面積 (ha) を記載 (合計欄の[]内には地区内農用地面積に占める担い手に集約化した耕作放棄地の割合を記載)。

※目標年度は、事業開始年度から起算しておおむね10年後の年度とするが、事業の進捗状況に応じて、知事があらかじめ地方農政局長等の意見を聴いて定めることができる。

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

別記様式 第3号

農業経営高度化計画

- 1 (略)
 - 2 農業経営高度化支援事業の概要
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 中心経営体による作物作付け計画
(略)
注1：中山間担い手育成支援事業を実施する場合に記入する。
(削る)
 - (4) 中心経営体による高収益作物の作付計画
(略)
注1：中山間担い手育成支援事業を実施する場合に記入する。
(削る)

注2：助成割合Jの限度額は、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第11の9の(1)に基づき、下表に示すIの割合に応じた係数(a)を以下の計算式に乗じた額とする。
- (略)

8. 耕作放棄地活用推進計画
(別紙1の別表1の区分の欄の4の(5)の事業を実施する場合のみ記入すること)

事業実施主体	事業実施期間	実施内容	総事業費	備考

別記様式 第7号

農業経営高度化計画

- 1 (略)
 - 2 高度化支援事業の概要
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 中心経営体による作物作付け計画
(略)
注1：中山間担い手育成支援事業を実施する場合に記入する。
注2：別紙1の第5の2の(2)のオの要件を満たす中心経営体について、当該の中心経営体別に記入する。
 - (4) 中心経営体による高収益作物の作付計画
(略)
注1：中山間担い手育成支援事業を実施する場合に記入する。
注2：別紙1の第5の2の(2)のオの要件を満たす中心経営体について、当該の中心経営体別に記入する。
注3：助成割合Jの限度額は、別紙1の第11の9の(1)に基づき、下表に示すIの割合に応じた係数(a)を以下の計算式に乗じた額とする。
- (略)

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

別記様式 第4号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
（北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長）
（沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事名

農業競争力強化農地整備事業 （農地整備事業） 採択申請書

下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号 農林水産事務次官依命通知）第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

（略）

別記様式 第8号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
（北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長）
（沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事名

農業競争力強化農地整備事業 （〇〇〇） 採択申請書

下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号）第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

（略）

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

別記様式 第5号

番 号
年 月 日

事業採択通知書

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

(削る)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

(略)

別記様式 第9号

番 号
年 月 日

事業採択通知書

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）採択申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

(略)

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

(削る)

別記様式第10号

令和〇年度 農地整備事業（経営体育成型、中山間地域型又は中山間傾斜農地型）

計画審査表

（第〇年度目）

1. 事業実施状況

都道府県名	〇〇県	市町村名	〇〇市、〇〇郡△△町	地区名	□□□
受益面積	ha	総事業費		百万円	
うち区画整理	ha	R〇年度事業費		百万円	
R〇年度まで区画整理累計面積	ha	R〇年度まで累計		百万円	
進捗率（区画整理面積ベース）	%	進捗率（事業費ベース）		%	
着工年度	R〇	完了年度	R〇	備考	
R〇年度の主な工事内容					
整地工 A=〇ha 揚水機械〇式					
道路工 L=〇km					

2. 経営体育成等の状況

(1) 総括表

事項	事業実施前	事業完了時	経営体育成等の状況				達成状況 （評価）
			2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	
担い手への農地利用集積	(〇.〇)	(〇.〇)	(〇.〇)	(〇.〇)	(〇.〇)	(〇.〇)	
ha			計画	(〇.〇)	(〇.〇)	(〇.〇)	
()は集積率、	〇.〇	〇.〇	実績	()	()	()	
()は集積増加率で%			達成率	〇%			
認定農業者の育成（人）	〇	〇	計画	〇	〇	〇	
			実績	〇			
			達成率	〇%			

注：促進計画又は特定地域導入促進計画の変更に伴い、計画値が前年度の審査における計画値と異なる場合は、前年度の総括表も添付する。

(2) 担い手への農地利用集積の状況

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	担い手の所有	担い手の使用	担い手の基幹3	農用地面積に 占める担い手の 利用集積率 (%) B/A
			面積 (ha) C	収益権面積 (ha) D	作業受託面積 (ha) E	
事業実施前						
1年度目						
2年度目						
3年度目						
4年度目						
5年度目						
事業完了時						

(注) 上段：計画、下段：実績

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

（3）地区における高収益作物の作付状況

区分	農用地面積 (ha)	地区における 高収益作物 作付面積 (ha)	地区における高収 益作物作付面積の 事業実施前に対す る増加面積 (ha)	高収益作物の作付面積 の増加割合 (%)
	A	B	C	C/A
事業実施前				
1年度目				
2年度目				
3年度目				
4年度目				
5年度目				
事業完了時				
目標年度				

（注）上段：計画、下段：実績

注：別紙1の第5の2の（2）により中山間地域型を実施する場合に記入する。

（4）担い手による高収益作物の作付状況

農業者等名	区分	担い手の				担い手によ る高収益作 物作付面積 (ha)	担い手によ る高収益作 物作付面積 の事業実施 前に対する 増加面積 (ha)	高収益作物 の作付面積 の増加割合 (%)
		利用集積 面積 (ha)	担い手の 所有面積 (ha)	担い手の 使用収益権 面積 (ha)	担い手の基 幹作業受託 面積 (ha)			
		A=B+C+D	B	C	D	E	F	F/A
	事業実施前							
	1年度目							
	2年度目							
	3年度目							
	4年度目							
	5年度目							
	事業完了時							
	目標年度							

（注）上段：計画、下段：実績

注1：別紙1の第5の2の（2）により中山間地域型を実施する場合に記入する。

注2：別紙1の第5の2の（2）のイの（イ）の要件を満たす担い手について、当該担い手別に記入する。

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

(削る)

別記様式第11号

○年度 農地整備事業（経営体育成型、中山間地域型又は中山間傾斜農地型）
計画審査表
（第○年度目）

1. 事業実施状況

都道府県名	〇〇県	市町村名	〇〇市、◇◇郡△△町	地区名	□□□
受益面積	ha	総事業費		百万円	
うち区画整理	ha	R○年度事業費		百万円	
R○年度まで区画整理累計面積	ha	R○年度まで累計		百万円	
進捗率（区画整理面積ベース）%	%	進捗率（事業費ベース）%		%	
着工年度	R○	完了年度	R○	備考	
R○年度の主な工事内容		整地工 A=〇ha 揚水機場〇式 道路工 L=〇km			

2. 経営体育成等の状況

(1) 総括表

事項	事業実施前	事業完了時	経営体育成等の状況				達成状況 （評価）
			2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	
担い手への農用地集約化面積 ha ()は集約化率	(〇.〇)	(〇.〇)	計画	(〇.〇)	(〇.〇)	(〇.〇)	(〇.〇)
	〇.〇	〇.〇	実績	()	()	()	()
			達成率	〇%			

注1：促進計画又は特定地域導入促進計画の変更に伴い、計画値が前年度の審査における計画値と異なる場合は、前年度の総括表も添付する。

(2) 担い手への農用地集約化の状況

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の 集約化面積 (ha) B=C+D+E	担い手の所有面積 のうち集約化面積	担い手の使用収益権 面積のうち集約化面積	担い手の基幹3作 業受託面積のうち 集約化面積	農用地面積に占める 担い手の集約化率 (%) B/A
			(ha) C	積 (ha) D	(ha) E	
事業実施前						
1年度目						
2年度目						
3年度目						
4年度目						
5年度目						
事業完了時						

(注) 上段：計画、下段：実績

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

(3) 地区における高収益作物の作付状況

区分	農用地面積 (ha) A	地区における高収益 作物作付面積 (ha) B	地区における高収益作物 作付面積の事業実施前に 対する増加面積 (ha) C	高収益作物の作付面積 の増加割合 (%) C/A
事業実施前				
1年度目				
2年度目				
3年度目				
4年度目				
5年度目				
事業完了時 目標年度				

(注) 上段：計画、下段：実績

注：別紙1の第5の2の(2)により中山間地域型を実施する場合に記入する。

(4) 担い手による高収益作物の作付状況

農業者等名	区分	担い手の				担い手による 高収益作物作付 面積 (ha) E	担い手による 高収益作物作付面 積の 事業実施前に 対する増加面積 (ha) E	高収益作物 の作付 面積の増加 割合 (%) E/A
		利用集積 面積 (ha) A=B+C+D	担い手の 所有面積 (ha) B	担い手の使 用 収益権面積 (ha) C	担い手の基 幹作 業受託面積 (ha) D			
	事業実施前							
	1年度目							
	2年度目							
	3年度目							
	4年度目							
	5年度目							
	事業完了時 目標年度							

(注) 上段：計画、下段：実績

注1：別紙1の第5の2の(2)により中山間地域型を実施する場合に記入する。

注2：別紙1の第5の2の(2)のイの(イ)の要件を満たす担い手について、当該担い手別に記入する。

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

別記様式 第6号

番 号
年 月 日

○○計画変更報告書

農林水産省○○農政局長 殿
（北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長）
（沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事名

○○地区について、○○計画及び○○計画の変更を行ったので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第8の規定に基づき、下記資料を添付して報告します。

1. 農地整備事業計画概要書

(削る)

2. 基盤整備関連経営体育成等促進計画書
3. 農用地利用集積促進土地改良整備計画書

(削る)

3. 所見及び改善措置等

担い手への農用地集約化
地区における高収益作物の作付
担い手による高収益作物の作付

別記様式 第12号

番 号
年 月 日

○○計画変更報告書

農林水産省○○農政局長 殿
（北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長）
（沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事名

○○地区について、○○計画及び○○計画の変更を行ったので、農業競争力強化農地整備事業実施要領の運用第9の規定に基づき、下記資料を添付して報告します。

1. 農地整備事業計画概要書

[経営体育成型及び中山間地域型の場合]

2. 基盤整備関連経営体育成等促進計画書
3. 農用地利用集積促進土地改良整備計画書

[中山間傾斜農地型の場合]

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

(略)

(削る)

- 2. 特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画
- 3. 特定地域農用地利用集積等促進土地改良整備計画

(略)

別記様式第13号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長殿

(北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長)

(沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事名

遊休農地利用増進土地改良整備計画変更報告書

遊休農地利用増進土地改良整備計画の変更を行ったので、農業競争力強化農地整備事業実施要領の運用第9の規定に基づき、下記書類を添付して報告します。

記

遊休農地利用増進土地改良整備計画書

<u>都道府</u> <u>県名</u>	<u>フリガナ</u> <u>地区名</u>	<u>所在地</u>	<u>受益面積</u>	<u>総事業費</u>	<u>備考</u>
			ha	百万円	

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

別記様式第7号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画及び農業経営高度化計画
達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第9の1の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1. 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等（国営事業促進型にあつては、国営農地再編整備事業）の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土壌改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

受益面積 (ha)	うち区画整理 (ha)	R〇年度まで 区画整理農計面積 (ha)	進捗率 (区画整理面積ベース) (%)	R〇年度の主な工事内容
		R〇年度まで 農計事業費 (百万円)	進捗率 (事業費ベース) (%)	

注：経営体育成型（農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知、以下「要領」という。）別紙1第5の1の（2）のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）及び中山間地域型（要領別紙1第5の2の（1）のイの（ウ）の要件により採択された事業実施地区を除く。）において、開始年度を含めて3年度目以降生産基盤整備事業等の完了年度までの地区は記入する。

(新設)

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
 一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

一体系的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援事業の内容	備考

注：「一体系的に実施した関連支援事業」には、報道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成基盤整備関係
 連携強化促進事業、経営体育成促進事業、農山漁村振興交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

(2) 農業経営高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注1：農業経営高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。
 注2：「事業名」は、要領別紙1別表1の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名を記入する。
 注3：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

2. 事業達成状況
 (1) 農地利用集積の実績
 ア 担い手への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 A (ha)	担い手の 利用集積 面積 B=C+D+E (ha)	担い手の 所有面積 C (ha)	担い手の 使用収益機 面積 D (ha)	担い手の 基幹3作業 受託面積 E (ha)	農用地面積に 占める担い手の 利用集積率 E/A (%)	達成率 (%)	達成 状況 (評価)
事業実施前								
1年度目								
2年度目								
3年度目								
4年度目								
5年度目								
計画	()	()	()	()	()	()		

年度の記載 上段：計画、下段：実績

計画 上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注1：達成率と達成状況は、経営体育成型（要領別紙1第5の1の(2)のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）及び中山間地域型（要領別紙1第5の2の(1)のイのウの要件により採択された事業実施地区を除く。）において、開始年度を含めて3年度目以降生産基盤整備事業等の完了年度までの地区は記入する。

注2：注1の場合において、促進計画の変更に伴い、計画値が前年度の審査における計画値と異なる場合は、前年度の上記表も添付する。

イ 中心経営体への農地集積・集約化の実績

区分	農用地面積 (ha)	中心経営体の 利用集積面積 (ha)	中心経営体の 所有面積 (ha)	中心経営体の 使用収益機 面積 (ha)	中心経営体の 基幹3作 業受託面積 (ha)	中心経営体の 集約化面積 (ha)	中心経営体 集積率 (%)	中心経営体 利用集積面 積に占める 集約化率 (%)	助成割合 (%)
事業実施前	A	B=C+D+E	C	D	E	F	B/A	F/B	
計画									
〇年度まで									

上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

（2）担い手別農地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分																
	農業者		うち 認定農業者		農地所有 者法法人		うち 認定農業者		生産組織		特定農業 団体等		その他法人		今後 育成すべき 農業者		計
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	団体数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)	
自己所有地																	
賃貸権設定																	
経営委託																	
基幹作業委託																	
社																	

注1：担い手の区分権については、要領別紙1第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

（3）担い手育成の実績

区分	農業者	うち 認定農業者	農地所有 者法法人	うち 認定農業者	生産組織	特定農業 団体等	その他 法人	今後 育成すべき 農業者
	人数	人数	法人数	法人数	組織数	団体数	法人数	人数等
事業実施前								
1年度目								
2年度目								
3年度目								
4年度目								
5年度目								
計画時								
目標								
実績 (〇年度まで)								

3 所見及び改善措置等

担い手への農地利用集積

注：経営体質局型（要領別紙1第5の1の（2）のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）及び中山間地域型（要領別紙1第5の2の（1）のイのウの要件により採択された事業実施地区を除く。）において、開始年度を定めて3年度目以降に農業整備事業等の完了年度までの地区は記入する。

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

別記様式第8号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画
達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第9の1の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況
(1) 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土壌改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

受益面積 (ha)	R〇年度まで 区画整理累計面積 (ha)		進捗率 (区画整理面積ベース) (%)		R〇年度の主な工事内容
	うち区画整理 (ha)				
総事業費 (百万円)	R〇年度事業費 (百万円)	R〇年度まで 累計事業費 (百万円)	進捗率 (事業費ベース) (%)		

注：経営体育成型（農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知。以下「要領」という。）別紙1第5の1の（2）のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）及び中山間地域型（要領別紙1第5の2の（1）のイの（ウ）の要件により採択された事業実施地区を除く。）において、開始年度を合せて3年度目以降生産基盤整備事業等の完了年度までの地区は記入する。

(新設)

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

一体的に実施した 農産支援事業	更新した関連支援事業の内容	備考

注：「一体的に実施した農産支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成基盤整備関連促進費推進事業、経営体質改善促進事業、農山漁村環境交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

(2) 農業経営高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注1：農業経営高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注2：「事業名」は、要領別紙1別表1の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名を記入する。

注3：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

2 事業達成状況

(1) 農用地集約化の実績

ア 担い手への農用地集約化の実績

区分	農用地面積 A (ha)	担い手の 集約化面積 B=C+D+E (ha)	担い手の 所有面積 のうち 集約化面積	担い手の 使用収益種 面積のうち 集約化面積	担い手の 基幹3作業 受託面積 のうち 集約化面積	農用地面積に 占める担い手の 集約化率 B/A (%)	達成率 (%)	達成 状況 (評価)
			C (ha)	D (ha)	E (ha)			
事業実施前								
1年度目								
2年度目								
3年度目								
4年度目								
5年度目								
計画	()	()	()	()	()	()		

年度の記載 上段：計画、下段：実績

計画 上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注1：達成率と達成状況は、経営体質改善（要領別紙1第5の1の(2)のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）及び中山間地域型（要領別紙1第5の2の(1)のイの(ウ)の要件により採択された事業実施地区を除く。）において、開始年度を含めて3年度目以降生産基盤整備事業等の完了年度までの地区は記入する。

注2：注1の場合において、促進計画の変更に伴い、計画値が前年度の審査における計画値と異なる場合は、前年度の上記表も添付する。

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

(2) 担い手別農用地集約化方法

権利等の種類	担い手区分														計	
	農業者		うち 認定農業者		農地所有 者法人		うち 認定農業者		生産組織		特定農業 団体等		その他法人			
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	団体数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)
自己所有地																
賃借権設定																
経営委託																
基幹作業委託																
計																

注1：担い手区分については、別紙1の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

3 所見及び改善措置等

担い手への農用地集約化

注：達成率と達成状況は、経営体形式型（要領別紙1第5の1の（2）のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）及び中山間地域型（要領別紙1第5の2の（1）のイのウ）の要件により採択された事業実施地区を除く。）において、開始年度を含めて3年度目以降生産基盤整備事業等の完了年度までの地区は記入する。

(参考) 担い手別農用地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分														計	
	農業者		うち 認定農業者		農地所有 者法人		うち 認定農業者		生産組織		特定農業 団体等		その他法人			
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	団体数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)
自己所有地																
賃借権設定																
経営委託																
基幹作業委託																
計																

注1：担い手区分については、要領別紙1第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農用地集積状況図を作成する。

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

別記様式第9号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画
達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第9の1の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完工 年度	主な工事内容	備考

(2) 農業経営高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注1：農業経営高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注2：「事業名」は、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知。以下「要領」という。）別紙1別表1の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名を記入する。

注3：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

(新設)

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

2 事業達成状況

(1) 農地利用集積の実績

ア 農地所有適格法人等への農地利用集積の実績

区分	農用地面積	農地所有 適格法人等の 利用集積面積	農地所有 適格法人等の 所有面積	農地所有 適格法人等の 使用収益権面積	農地所有 適格法人等の 委託作業 委託面積	農用地面積に 占める 農地所有 適格法人等の 利用集積率
	A (ha)	B=C+D+E (ha)	C (ha)	D (ha)	E (ha)	B/A (%)
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
〇〇年度まで						

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注：要領別紙1第2の1に該当する農地所有適格法人等について記載する。

イ 中心経営体の農地集積・集約化の実績

区分	農用地面積 (ha)	中心経営体の 利用集積面積 (ha)	中心経営体の 所有面積 (ha)	中心経営体の 使用収益 権面積 (ha)	中心経営体の 委託作業 委託面積 (ha)	中心経営体の 集約化面積 (ha)	中心経営体 集積率 (%)	中心経営体 利用集積面 積に占める 集約化率 (%)	助成割合 (%)
	A	B=C+D+E	C	D	E	F	B/A	F/B	G
事業実施前									
計画									
〇〇年度まで									

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

（2）経営所得安定対策加入経営体別農地利用集積方法

権利等	経営所得安定対策加入経営体区分								
	個別農業者		農地所有遺格法人等①		農地所有遺格法人等②		集落営農組織		計
	人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	
自己所有地									
賃貸権設定									
経営委託									
基幹作業委託									
社									

注1：農地所有遺格法人等①には要領別紙1第5の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農地所有遺格法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注2：高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有遺格法人等①の区分欄のみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

（3）経営所得安定対策加入経営体育成の実績

区分	個別農業者 (人)	農地所有遺格法人等①		農地所有遺格法人等②		集落営農組織 (組織数)
		(法人数)	うち特定農業法人	(法人数)	うち特定農業法人	
計画時						
完了時						
目標年度						
実績 (○年度まで)						

注1：農地所有遺格法人等①には要領別紙1第5の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農地所有遺格法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注2：農業経営高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有遺格法人等①の区分欄のみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

注3：「完了時」とは生産基盤整備事業等の完了時、「目標年度」とは基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標年度をいう。

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

3 農地所有適格法人等の状況
(1) 農地所有適格法人等の経営状況

農地所有 適格法人 等の名称	経営面積 (ha)	うち 地区内 地区内	農地所有 適格法人 となった日 (予定含む)	指定 農地法人 となった日 (予定含む)	認定農業者 認定日 (予定含む)	経営所得 安定対策 加入経営体 となった日 (予定含む)	構成員数 (人)	常時 役員者数 (人)	経営方針
○○法人									
△△法人									
××法人									

		法人区分	○○法人	△△法人	××法人
経営面積 (ha)	田				
	畑				
	採草放牧地				
法人形態					
事業の種類	農産物名				
	関連事業等名				
	その他事業名				
課上高 (円)	前々年度報告	前々年度報告			
		報告			
		会社			
	この年度報告	前々年度報告			
		報告			
		会社			
構成員数	役員数				
	農地提供者①				
	農業常時役員者②				
	農地保有合理化法人③				
	市町村・農協等④				
	承認会社⑤				
	協賛者の状況(うち市町村・農協 系統の有するもの)				
	法人と取引関係等にある者⑥				
業務執行役員 数	役員数				
	農業に常時従事する構成員数				
	うち農作業に 従事する者数				
備考					

注1：要領別紙1第2の1に該当する農地所有適格法人等のみを記載対象とする。
注2：農地所有適格法人等が設立された次年度から目標年度まで記載する。

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
 一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

(2) 農地所有適格法人等育成の取組状況

年度	実施時期	実施主体	対象者	目的	実施する又は実施した事項（内容）
【事業開始時】 1年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
2年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
3年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
4年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
5年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
【完了時】 6年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
【完了後】 完了後 1年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
完了後 2年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
完了後 3年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
完了後 4年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
完了後 5年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				

注1：農地所有適格法人等が複数設立された場合は、当該法人ごとに作成する。
 注2：資料別紙1別表1の区分の欄の4の事業種類の欄の(1)の高産土地利用調整事業と生産基盤整備事業等の開始年度以前に
 先行して実施している場合においては、高産土地利用調整事業の開始時からの内容を記入する。
 注3：「完了」とは生産基盤整備事業等の完了をいう。

別記様式 **第10号**

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長殿
（北海道にあつては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長）
（沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事名

達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第9の2の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

- 1 (略)
- 2 生産基盤整備事業等の達成事業
 - (1) 担い手への農地利用集積の実績
(略)
上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画 目標年度
 - (2) 担い手別農地利用集積方法
注1：担い手の区分欄については、農業競争力農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知。）別紙1第2の3の規定に基づいて記載するものとする。
注2（略）
 - (3) (略)
(削る)
(削る)
- 3 (略)

別記様式 **第14号**

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長殿
（北海道にあつては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長）
（沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事名

達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号）の運用第10の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

- 1 (略)
- 2 生産基盤整備事業等の達成事業
 - (1) 担い手への農地利用集積の実績
(略)
上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等 目標年度
 - (2) 担い手別農地利用集積方法
注1：担い手の区分欄については、別紙1の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。
注2（略）
 - (3) (略)
 - (4) 地区における高収益作物の作付実績
 - (5) 担い手による高収益作物の作付実績
- 3 (略)

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

別記様式 第11号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長殿
（北海道にあつては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長）
（沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事名

達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領 （平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第9の2の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

- 1 （略）
- 2 生産基盤整備事業等の達成事業
 - （1）担い手への農用地集約化の実績
（略）
上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画 目標年度
 - （2）担い手別農地利用集積方法
（略）
注1：担い手の区分欄については、農業競争力農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知。以下、「要領」という。）別紙1第2の3の規定に基づいて記載するものとする。
注2（略）
注3：その他法人とは、要領別紙1第2の3の（4）に該当するものとする。

（削る）
（削る）

別記様式 第15号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長殿
（北海道にあつては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長）
（沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事名

達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領の 運用第10の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

- 1 （略）
- 2 生産基盤整備事業等の達成事業
 - （1）担い手への農用地集約化の実績
（略）
上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等 目標年度
 - （2）担い手別農地利用集積方法
（略）
注1：担い手の区分欄については、別紙1の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。
注2（略）
注3：その他法人とは、別紙1の第2の3の（4）に該当するものとする。

（3）地区における高収益作物の作付実績
（4）担い手による高収益作物の作付実績

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

3 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

(略)	担い手区分別 <u>集約化</u> 方法
	(略)

注1・2 (略)

別記様式 第12号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長殿
(北海道にあつては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長)
(沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事名

達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領 (平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知)別紙1第9の2の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

1 (略)

2 生産基盤整備事業等の達成事業

(1) 農地所有適格法人等への農用地集約化の実績

(略)

上段：()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注1：農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知。以下、「要領」という。）別紙1第2の1に該当する農地所有適格法人等について記載する。

注2：(略)

(2) (略)

(削る)

(削る)

3 (略)

3 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

(略)	担い手区分別 <u>面的集積</u> 方法
	(略)

注1・2 (略)

別記様式 第16号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長殿
(北海道にあつては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長)
(沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事名

達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領 の運用第10の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

1 (略)

2 生産基盤整備事業等の達成事業

(1) 農地所有適格法人等への農用地集約化の実績

(略)

上段：()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

注1：別紙1の第2の1に該当する農地所有適格法人等について記載する。

注2：(略)

(2) (略)

(3) 地区における高収益作物の作付実績

(4) 担い手による高収益作物の作付実績

3 (略)

(削る)

別記様式第17号

番 号
 年 月 日

耕作放棄地活用状況評価報告書

農林水産省〇〇農政局長殿
 （北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長）

都道府県知事名

農業競争力強化農地整備事業実施要領の運用第10の規定に基づき、下記のとおり耕作放棄地の活用状況に関する評価を行ったので報告します。

記

1 地区概要

都道府 県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
			ha	百万円	

2 耕作放棄地活用状況の概要

耕作放棄地 所在地	耕作放棄地等 面積 (ha)	活用状況	今後の取組方針
	()		
	()		
	()		
計	()	耕作放棄地等を含む割合 %	

※ () は、うち担い手に集積された面積

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

3. 耕作放棄地集約化の実績
(別紙1の別表1の区分の欄の4の(3)のイの事業を実施する場合のみ記入する。)

	事業実施前 (○年度)	事業完了時 (○年度)	要件達成確認年度 (○年度)	完了後5年度目 (○年度)	
農業者	/				
うち認定農業者数					
農地所有適格法人					
うち認定農業者数					
生産組織					
特定農業団体					
その他法人					
今後育成する農業者					
<合計>		(耕作放棄地面積)	[]	[]	[]
		(地区内農用地面積)	(地区内農用地面積)	(地区内農用地面積)	(地区内農用地面積)

※地区内の耕作放棄地面積のうち担い手に集約化した面積 (ha) を記載 (合計欄の[]内には地区内農用地面積に占める担い手に集約化した耕作放棄地の割合を記載)。

※「要件達成確認年度」とは、別紙1の第11の6に基づき耕作放棄地集約化率の確認を行う年度である。

4. 特記事項（事業実施主体の総合的な評価、別途評価すべき内容等）

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

（削る）

別記様式第18号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長殿

（北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長）

（沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画

（農業農村活性化計画又は特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画）

達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領の運用第10の規定に基づき、下記のとおり
事業達成状況について報告します。

記

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

1. 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等（国営事業促進型にあっては、国営農地再編整備事業）の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注1：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業、経営体育成促進事業、農山漁村振興交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

(2) 高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費（千円）	備考

注：1 高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注：2 「事業名」は、別紙1の別表1の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名を記入する。

注：3 「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

2. 事業達成状況

(1) 農地利用集積の実績

ア. 担い手への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の				農用地面積に 占める担い手の 利用集積率 (%) B/A
		利用集積面積 (ha) B=C+D+E	担い手の 所有面積 (ha) C	担い手の使 用収益権 面積 (ha) D	担い手の 基幹3作 業受託面積 (ha) E	
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
〇〇年度 まで						

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

イ. 中心経営体への農地集積・集約化の実績

区分	農用地面 積 (ha) A	中心経営 体の利用 集積面積 (ha) B=C+D+E	中心経営体 の所有			中心経営体 の集約化面 積 (ha) E	中心経営体 集積率 (%) B/A	中心経営体利 用集積面積に 占める集約化 率 (%) F/B	助成割合 (%)
			面積 (ha) C	使用収益 権面積 (ha) D	中心経営体 の基幹3作 業受託面積 (ha) E				
事業実施前									
計画	()	()	()	()	()	()	()	()	
〇〇年度まで									

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

(2) 担い手別農地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分													
	農業者		うち認定農業者		農地所有適格法人		うち認定農業者		生産組織	特定農業団体等	その他法人	今後育成すべき農業者	計	
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)					組織数	面積 (ha)
自己所有地														
賃貸権設定														
経営受託														
基幹作業受託														
計														

注1：担い手の区分欄については、別紙1の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。
注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(3) 担い手育成の実績

区分	農業者 (人)	うち認定農業者	農地所有適格法人 (法人)	うち認定農業者	生産組織 (組織)	特定農業団体等 (団体)	その他法人	今後育成すべき農業者 (人等)
計画時								
目標								
実績(〇〇年度まで)								

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

(4) 高収益作物の作付実績

ア 地区における高収益作物の作付実績

区分	農用地面積 (ha)	地区における 高収益作物 作付面積 (ha)	地区における 高収益作物作付面積 の事業実施前に 対する増加面積 (ha)	高収益作物の 作付面積の 増加割合 (%)
	A	B	C	C/A
事業実施前				
計画	()	()	()	()
〇〇年度まで				

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：特定地域導入促進計画目標年度

注：別紙1の第5の2の(2)により中山間地域型を実施する場合に記入する。

イ 担い手による高収益作物の作付実績

農業者等名	区分	担い手の				担い手によ る高収益作 物 作付面積 (ha)	担い手による 高収益作物作 付面積 の事業実施前 に対する増加 面積 (ha)	高収益作物 の作付面積 の増加割合 (%)
		利用集積 面積 (ha)	担い手の 所有面積 (ha)	担い手の 使用収益権 面積 (ha)	担い手の基 幹作業受託 面積 (ha)			
		A=B+C+D	B	C	D	E	F	F/A
	事業実施前							
	計画	()	()	()	()	()	()	()
	〇〇年度まで							

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：特定地域導入促進計画目標年度

注1：別紙1の第5の2の(2)により中山間地域型を実施する場合に記入する。

注2：別紙1の第5の2の(2)のイの(イ)要件を満たす担い手について、当該の担い手別に記入する。

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

ウ 中心経営体による作物作付実績

中心経営体名	作物作付面積								
	田			畑			計		
	事業実施前	生産基盤整備事業等完了時	目標年度	事業実施前	生産基盤整備事業等完了時	目標年度	事業実施前	生産基盤整備事業等完了時	目標年度
本地面積									
表作・裏作	作物名								
表作									
裏作									
計									
うち戦略作物の作付面積									

注1：別紙1の別表1の区分の欄の4の(3)のウの中山間担い手育成支援事業を実施する場合に記入する。

注2：別紙1の第5の2の(2)のオの要件を満たす中心経営体について、当該の中心経営体別に記入する。

エ 中心経営体による高収益作物の作付実績

中心経営体名	区分	農用地面積 (ha)	中心経営体の利用集積面積 (ha)	中心経営体の所有面積 (ha)	中心経営体の使用収益権面積 (ha)	中心経営体の基幹3作業受託面積 (ha)	中心経営体集積率 (%)	中心経営体による高収益作物作付面積 (ha)	中心経営体による高収益作物作付面積の増加分 (ha)	高収益作物の作付面積の増加割合 (%)	助成割合 (%)
		A	B=C+D+E	C	D	E	F=B/A	G	H	I=H/B	J
	事業実施前										
	計画	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	〇〇年度末で										

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：特定地域導入促進計画目標年度

注1：別紙1の別表1の区分の欄の4の(3)のウの中山間担い手育成支援事業を実施する場合に記入する。

注2：別紙1の第5の2の(2)のオの要件を満たす中心経営体について、当該の中心経営体別に記入する。

注3：助成割合Jの限度額は、別紙1の第11の9の(1)に基づき、下表に示すIの割合に応じた係数(a)を以下の計算式に乗じた額とする。J=F×(a)

I	(a)
5%以上10%未満	0.030
10%以上15%未満	0.045
15%以上20%未満	0.060
20%以上	0.075

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

(削る)

別記様式第19号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長殿

(北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長)

(沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画

(農業農村活性化計画又は特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画)

達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領の運用第10の規定に基づき、下記のとおり
事業達成状況について報告します。

記

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

1 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注1:「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、経営体育成促進事業、農山漁村振興交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

(2) 高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費（千円）	備考

注1:高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。
注2:「事業名」は、別紙1の別表1の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名を記入する。
注3:「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

2 事業達成状況

(1) 農用地集約化の実績

ア 担い手への農用地集約化の実績

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の 集約化面積 (ha) B=C+D+E	担い手の所有面積 のうち集約化面積 (ha) C	担い手の使用収益権 面積のうち集約化面 積 (ha) D	担い手の基幹3作 業受託面積のうち 集約化面積 (ha) E	農用地面積に占める 担い手の集約化率 (%) B/A
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
〇〇年度 まで						

上段(): 生産基盤整備事業等の完了時、下段: 促進計画等目標年度

イ 中心経営体への農地集積・集約化の実績

区分	農用地面 積 (ha) A	中心経営 体の利用 集積面積 (ha) B=C+D+E	中心経営 体の所有 面積 (ha) C	中心経営 体の使用収益 権面積 (ha) D	中心経営 体の基幹 3作業受 託面積 (ha) E	中心経営 体の集約化面 積 (ha) F	中心経営 体の集積率 (%) B/A	中心経営 体利用集積面積に 占める集約化 率 (%) E/B	助成割合 (%)
事業実施前									
計画	()	()	()	()	()	()	()	()	
〇〇年度まで									

上段(): 生産基盤整備事業等の完了時、下段: 促進計画等目標年度

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

(2) 担い手別農用地集約化方法

権利等の種類	担い手区分																	
	農業者		うち認定農業者		農地所有適格法人		うち認定農業者		生産組織		特定農業団体等		その他法人		今後育成すべき農業者		計	
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	団体数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)
自己所有地																		
賃借権設定																		
経営受託																		
基幹作業受託																		
計																		

注1：担い手の区分欄については、別紙1の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農用地集積状況図を作成する。

(3) 高収益作物の作付実績

ア 地区における高収益作物の作付実績

区分	農用地面積 (ha)	地区における高収益作物作付面積 (ha)	地区における高収益作物作付面積の事業実施前に対する増加面積 (ha)	高収益作物の作付面積の増加割合 (%)
	A	B	C	C/A
事業実施前				
計画	()	()	()	()
〇〇年度まで				

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：特定地域導入促進計画目標年度
注：別紙1の第5の2の(2)により中山間地域型を実施する場合に記入する。

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

イ 担い手による高収益作物の作付実績

農業者等名	区分	担い手の 利用集積 面積 (ha) A=B+C+D	担い手の	担い手の	担い手の	担い手による 高収益作物 作付面積 (ha) E	担い手による 高収益作物作 付面積 の事業実施前 に対する増加 面積 (ha) E	高収益作物 の作付面積 の増加割合 (%) F/A
			所有面積 (ha) B	使用収益権 面積 (ha) C	基幹3作業 受託面積 (ha) D			
	事業実施前							
	計画	()	()	()	()	()	()	()
	〇〇年度まで							

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：特定地域導入促進計画目標年度

注1：別紙1の第5の2の(2)により中山間地域型を実施する場合に記入する。

注2：別紙1の第5の2の(2)のイの(イ)の要件を満たす担い手について、当該担い手別に記入する。

ウ 中心経営体による作物作付実績

中心経営体 名	作付面積								
	田			畑			計		
	事業 実施前	生産基 盤整備 事業等 完了時	目標 年度	事業 実施前	生産基 盤整備 事業等 完了時	目標 年度	事業 実施前	生産基 盤整備 事業等 完了時	目標 年度
	本地面積								
	表作・裏作	作物名							
	表作								
	裏作								
	計								
	うち戦略作物の作付面積								

注1：別紙1の別表1の区分の欄の4の(3)のウの中山間担い手育成支援事業を実施する場合に記入する。

注2：別紙1の第5の2の(2)のオの要件を満たす中心経営体について、当該中心経営体別に記入する。

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

エ 中心経営体による高収益作物の作付実績

中心経営体名	区分	農用地面積 (ha)	中心経営体の利用集積面積 (ha)	中心経営体の所有面積 (ha)	中心経営体の使用収益権面積 (ha)	中心経営体の基幹3作業受託面積 (ha)	中心経営体集積率 (%)	中心経営体による高収益作物作付面積 (ha)	中心経営体による高収益作物作付面積の増加分 (ha)	高収益作物の作付面積の増加割合 (%)	助成割合 (%)
		A	B=C+D+E	C	D	E	F=B/A	G	H	I=H/B	J
	事業実施前										
	計画	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	〇〇年度まで										

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：特定地域導入促進計画目標年度

注1：別紙1の別表1の区分の欄の4の(3)のウの中山間担い手育成支援事業を実施する場合に記入する。

注2：別紙1の第5の2の(2)のオの要件を満たす中心経営体について、当該中心経営体別に記入する。

注3：助成割合Jの限度額は、別紙1の第11の9の(1)に基づき、下表に示すIの割合に応じた係数(a)を以下の計算式に乗じた額とする。J=F×(a)

I	(a)
5%以上 10%未満	0.030
10%以上 15%未満	0.045
15%以上 20%未満	0.060
20%以上	0.075

(参考) 担い手別農用地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分													
	農業者		うち認定農業者		農地所有者		うち認定農業者		生産組織	特定農業団体等	その他法人	今後育成すべき農業者	計	
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)
自己所有地														
賃貸権設定														
経営受託														
基幹作業受託														
計														

注1：担い手区分の欄については、別紙1の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農用地集積状況図を作成する。

(削る)

別記様式第20号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長殿

(北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長)

(沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画
(又は特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画)
達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領の運用第10の規定に基づき、下記のとおり
事業達成状況について報告します。

記

1. 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等の実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

(2) 高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費(千円)	備考

注1：高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注2：「事業名」は、別紙1の別表の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名を記入する。

注3：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

2. 事業達成状況

(1) 農地利用集積の実績

ア 農地所有適格法人等への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 (ha) A	農地所有適格法人 等の利用集積面積			農用地面積に占める 農地所有適格 法人等の利用集 積率 (%) B/A
		農地所有適 格法人等の所 有面積 (ha) C	農地所有適 格法人等の使 用収益権面積 (ha) D	農地所有適 格法人等の基 幹3作業受託面 積 (ha) E	
事業実施 前					
計画	()	()	()	()	()
〇〇年度 まで					

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

注：別紙1の第2の1に該当する農地所有適格法人等について記載する。

イ 中心経営体の農地集積・集約化の実績

区分	農用地面 積 (ha) A	中心経営 体の利用 集積面積 (ha) B=C+D+E	中心経営 体の所有 面積 (ha) C	中心経営体 の使用収益 権面積 (ha) D	中心経営 体の基幹 3作業受 託面積 (ha) E	中心経営体 の集約化面 積 (ha) F	中心経営体 集積率 (%) B/A	中心経営体利 用集積面積に 占める集約化 率 (%) F/B	助成割合 (%)
計画	()	()	()	()	()	()	()	()	
〇〇年度まで									

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

ウ 農業経営高度化促進事業の実績

農業経営高度化促進事業において、通年施行により、農用地の集積・集約化の促進支援をする場合にあっては、下記の工事工程計画を作成する。

令和〇〇年度
工事工程計画

事業名	〇〇事業	
地区名	〇〇地区	
工期	R〇〇～R〇〇	
市町村	〇〇町	
事業主体名	〇〇土地改良区	
受益面積	〇〇.〇 ha	
総事業費 (千円)	〇,〇〇〇,〇〇〇	
補助率	〇〇 %	
中心経営体 集積率 (%)	〇〇.〇 %	
助成割合 (限額額)	〇.〇 %	
交付総額額 (事業費)	〇〇〇,〇〇〇 千円	
施工面積	全体面積	〇〇 ha
	うち夏期 施工面積	〇〇 ha

〇〇事業 〇〇地区 計画概要図

全体事業計画及び実績

対象工事	R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	合計
施工面積 (ha)	計画														
	実施														
うち夏期施工面積 (ha)	計画														
	実施														
交付対象面積 (ha)															
交付総額 (千円/10a)															
交付金額 (千円)															
うち国費 (千円)															
地元負担 (千円)															

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

(2) 経営所得安定対策加入経営体別農地利用集積方法

権利等	経営所得安定対策加入経営体区分									
	個別農業者		農地所有適格法人等①		農地所有適格法人等②		集落営農組織		計	
	人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	人数等	面積(ha)
自己所有地										
賃貸権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

注1：農地所有適格法人等①には別紙1の第5の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注2：高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

(3) 経営所得安定対策加入経営体育成の実績

区 分	個別農業者	農地所有適格法人等①		農地所有適格法人等②		集落営農組織
	(人)	(法人数)	うち特定農業法人	(法人数)	うち特定農業法人	(組織数)
計 画 時						
完 了 時						
目標年度						
実績(〇〇年度まで)						

注1：農地所有適格法人等①には別紙1の第5の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注2：高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

注3：「完了時」とは生産基盤整備事業等の完了時、「目標年度」とは基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標年度をいう。

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

（4）高収益作物の作付実績

ア 地区における高収益作物の作付実績

区分	農用地面積 (ha)	地区における 高収益作物 作付面積 (ha)	地区における 高収益作物作付面積 の事業実施前 に対する増加面積 (ha)	高収益作物の 作付面積の 増加割合 (%)
	A	B	C	C/A
事業実施前				
計画	()	()	()	()
〇〇年度まで				

上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：特定地域導入促進計画目標年度
注：別紙1の第5の2の（2）により中山間地域型を実施する場合に記入する。

イ 担い手による高収益作物の作付実績

農業者等名	区分	担い手の 利用集積 面積 (ha)	担い手の 所有面積 (ha)	担い手の 使用収益権 面積 (ha)	担い手の 基幹3作業 受託面積 (ha)	担い手によ る高収益作 物 作付面積 (ha)	担い手による 高収益作物作 付面積 に対する増加 面積 (ha)	高収益作物 の作付面積 の増加割合 (%)
		A=B+C+D	B	C	D	E	F	F/A
	事業実施前							
	計画	()	()	()	()	()	()	()
	〇〇年度まで							

上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：特定地域導入促進計画目標年度
注1：別紙1の第5の2の（2）により中山間地域型を実施する場合に記入する。

注2：別紙1の第5の2の（2）のイの（イ）の要件を満たす担い手について、当該担い手別に記入する。

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

ウ 中心経営体による作物作付実績

中心経営体名	作付面積								
	田			畑			計		
	事業実施前	生産基盤整備事業等完了時	目標年度	事業実施前	生産基盤整備事業等完了時	目標年度	事業実施前	生産基盤整備事業等完了時	目標年度
本地面積									
表作・裏作	作物名								
表作									
裏作									
計									
うち戦略作物の作付面積									

注1：別紙1の別表1の区分の欄の4の(3)のウの中山間担い手育成支援事業を実施する場合に記入する。

注2：別紙1の第5の2の(2)のオの要件を満たす中心経営体について、当該中心経営体別に記入する。

エ 中心経営体による高収益作物の作付実績

中心経営体名	区分	農用地面積 (ha)	中心経営体の利用集積面積 (ha)	中心経営体の所有面積 (ha)	中心経営体の使用収益権面積 (ha)	中心経営体の基幹3作業受託面積 (ha)	中心経営体集積率 (%)	中心経営体による高収益作物作付面積 (ha)	中心経営体による高収益作物作付面積の事業実施前に対する増加面積 (ha)	高収益作物の作付面積の増加割合 (%)	助成割合 (%)
		A	B=C+D+E	C	D	E	F=B/A	G	H	I=H/B	J
	事業実施前										
	計画	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	〇〇年度まで										

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：特定地域導入促進計画目標年度

注1：別紙1の別表1の区分の欄の4の(3)のウの中山間担い手育成支援事業を実施する場合に記入する。

注2：運用第5の2の(2)のオの要件を満たす中心経営体について、当該中心経営体別に記入する。

注3：助成割合の限度額は、別紙1の第11の9の(1)に基づき、下表に示すIの割合に応じた係数(a)を以下の計算式に乗じた額とする。J=f×a)

I	a)
5%以上 10%未満	0.030
10%以上 15%未満	0.045
15%以上 20%未満	0.060
20%以上	0.075

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

3 農地所有適格法人等の状況
(1) 農地所有適格法人等の経営状況

農地所有適格法人等の名称	経営面積 (ha)	農地所有適格法人となった日 うち 地区内 (予定含む)	特定農業法人となった日 (予定含む)	認定農業者認定日 (予定含む)	経営所得安定対策加入経営体となった日 (予定含む)	構成員数 (人)	常時従事者数 (人)	経営方針
〇〇法人								
△△法人								
××法人								

法人区分		〇〇法人	△△法人	××法人	
経営面積 (ha)	田				
	畑				
	採草放牧地				
法人形態					
事業の種類	農産物名				
	関連事業等名				
	その他事業名				
売上高 (円)	農業	前々年度報告			
		前年度報告			
		報告			
	合計				
その他事業	その他	前々年度報告			
		前年度報告			
		報告			
合計					
構成員数	総数				
	農地提供者①				
	農業常時従事者②				
	農地保有合理化法人③				
	市町村・農協等④				
	承認会社⑤				
	議決権の状況(うち市町村・農協系統の有するもの)				
	()	()	()	()	
法人と取引関係等にある者⑥					
	()	()	()	()	
業務執行役員数	総数				
	農業に常時従事する構成員数				
	うち農作業に従事する者数				
備考					

注1：別紙1の第2の1に該当する農地所有適格法人等のみを記載対象とする。

注2：農地所有適格法人等が設立された次年度から目標年度まで記載する。

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

(2) 農地所有適格法人等育成の取組状況

年度	実施時期	実施主体	対象者	目的	実施する又は実施した事項（内容）
【事業開始時】	年 月				
	年 月				
	年 月				
1年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
2年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
3年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
4年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
5年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
【完了時】	年 月				
	年 月				
	年 月				
【完了後】 完了後	年 月				
	年 月				
	年 月				
1年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
完了後	年 月				
	年 月				
	年 月				
完了後	年 月				
	年 月				
	年 月				
完了後	年 月				
	年 月				
	年 月				
完了後	年 月				
	年 月				
	年 月				
完了後	年 月				
	年 月				
	年 月				

注1：農地所有適格法人等が複数設立された場合は、当該法人ごとに作成する。

注2：別紙1の別表1の区分の欄の4の事業種類の欄の(1)の高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、高度土地利用調整事業の開始時からの内容を記入する。

注3：「完了」とは生産基盤整備事業等の完了をいう。

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

別記様式第13号

番 号
年 月 日

(削る)

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長)
(沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事名

農地所有適格法人等経営状況評価報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領 （平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第9の2の規定に基づき、下記のとおり農地所有適格法人等の経営状況に関する評価を行ったので報告します。

(略)

別記様式第14号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
北海道にあつては、農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

事業実施主体名

●●地区における水田貯留機能向上計画

別記様式第21号

番 号
年 月 日

農地所有適格法人等経営状況評価報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長)
(沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事名

(新設)

農業競争力強化農地整備事業実施要領 の運用第10の3の規定に基づき、下記のとおり農地所有適格法人等の経営状況に関する評価を行ったので報告します。

(略)

(新設)

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第6の7の規定に基づき、下記のとおり水田貯留機能向上計画を策定しましたので報告します。

記

1 水田の雨水貯留機能の向上を推進する活動の対象区域図（別添）

2 水田貯留機能向上計画の内容

（1）一体的に実施する生産基盤整備事業等の地区名（事業名）

--

（2）水田貯留機能の向上のための取組・整備内容

--

3 水田の雨水貯留機能の向上を推進する活動の実施体制

--

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

4 水田貯留機能向上の取組の実施面積

<u>事業実施 主体名</u>	<u>生産基盤整備 事業等の 地区面積 (ha)</u>	<u>地区内の取組面積 (ha)</u>		<u>地区外の取組面積 (ha)</u>	
		<u>現況</u>	<u>目標年度 (令和○年度)</u>	<u>現況</u>	<u>目標年度 (令和○年度)</u>

(別添)

水田の雨水貯留機能の向上を推進する活動の対象区域図

生産基盤整備事業等の地区名（事業名）：

別記様式第15号

(新設)

番 号
 年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあつては、農林水産省農村振興局長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

事業実施主体名

水田貯留機能向上計画達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第9の3の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

1 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事 内容	備考

(2) 水田貯留機能向上推進事業、水田貯留機能向上支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	実施内容等	総事業費 (千円)	備考

注1：「事業名」は、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1別表1の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名を記入する。

注2：「活動内容等」は、実施時期及び実施内容を具体的に記入する。

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1
 一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

2 水田貯留機能向上に向けた取組状況の報告

事業実施主体名	生産基盤整備 事業等の 地区面積 (ha)	地区内の取組面積 (ha)			地区外の実取組面積 (ha)		
		実施前	目標年度 (令和〇年)	〇〇年度まで (割合%)	実施前	目標年度 (令和〇年)	〇〇年度まで (割合%)
			()	()		()	()
			()	()		()	()
			()	()		()	()

() : 取組の目標年度、地区における取組面積割合を記載

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙2
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別紙2（実施計画等策定事業に係る運用） 第1・第2（略）</p> <p>第3 事業の対象地区 1（略） 2 経営体育成促進換地等調整の対象地区は、農地整備事業等が行われる予定の地区（当該事業の施行に係る地域を数区に分ける場合にあつては、当該区を含む。）であつて、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事が適当と認めるものとする。ただし、調整要領の4の<u>(15)</u>の業務については、当該農地整備事業等を実施中の地区とする。</p> <p>第4 事業実施主体 <u>事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、都道府県土地改良事業団体連合会、農業協同組合その他知事が適当と認める者とする。</u></p> <p>第5 実施時期 1 実施計画策定 実施計画の策定期間は、<u>次の（1）又は（2）のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）1年（担い手への農地利用集積率が80パーセント以上となることが確実に見込まれる地区の場合にあつては、2年）以内とする。</u> <u>（2）中山間地域（別紙1第2の4に規定する中山間地域をいう。）、水田農業高収益化計画（水田農業高収益化推進計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号・元農振第3757号・元政統第2085号農林水産省生産局長・農村振興局長・政策統括官通知）に基づいて都道府県が策定した計画をいう。）の策定地域又は輸出事業計画（輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づいて認定された輸出事業計画をいう。）の策定地域に位置する地区の場合にあつては、4年以内とする。</u></p> <p>2（略）</p>	<p>別紙2（実施計画等策定事業に係る運用） 第1・第2（略）</p> <p>第3 事業の対象地区 1（略） 2 経営体育成促進換地等調整の対象地区は、農地整備事業等が行われる予定の地区（当該事業の施行に係る地域を数区に分ける場合にあつては、当該区を含む。）であつて、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事が適当と認めるものとする。ただし、調整要領の4の<u>(14)</u>の業務については、当該農地整備事業等を実施中の地区とする。</p> <p>第4 事業実施主体 <u>1 実施計画策定事業 都道府県</u> <u>2 経営体育成促進換地等調整事業 土地改良区、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、農業協同組合その他知事が適当と認める者</u></p> <p>第5 実施時期 1 実施計画策定 実施計画の策定期間は、<u>1年（担い手への農地利用集積率が80パーセント以上となることが確実に見込まれる地区の場合にあつては2年）以内とする。</u> (新設) (新設)</p> <p>2（略）</p>

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙2
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

第6 事業の申請等

1～3 (略)

4 都道府県知事は、第2の事業の実施後に農地整備事業等から別の事業の実施を行おうとする場合又は農地整備事業等の実施を行わない場合は地方農政局長等に協議するものとする。

第7 助成

実施計画等策定事業に係る要綱第8の経費とは、別記に掲げる費用とする。

別記

1～5 (略)

6 賃金

別記様式第1号

(略)

(別添2)

実施計画策定地区概要書

(略)							
調査項目及び調査費	(略)						事業計画構想
	<u>2年度</u>						
	<u>3年度</u>						
	<u>4年度</u>						
	合計						

- (注) 1 本事業を単年度で実施する場合は「1年度」欄に、複数年にわたって実施する場合は それぞれの年度欄 にそれぞれの調査項目を記載する。
2 第5の1の(1) によって本事業を2ヵ年にわたって実施する場合は、担い手への農地利用集積率が確認できる資料（人・農地プラ

第6 事業の申請等

1～3 (略)

(新設)

第7 助成

実施計画等策定事業に係る要綱第8の経費とは、第2の1に要する別記に掲げる費用及び第2の2に要する費用とする。

別記

1～5 (略)

(新設)

別記様式第1号

(略)

(別添2)

実施計画策定地区概要書

(略)							
調査項目及び調査費	(略)						事業計画構想
	<u>2年度</u>						
	合計						

- (注) 1 本事業を単年度で実施する場合は「1年度」欄に、2ヵ年にわたって実施する場合は 「1年度」欄及び「2年度」欄 にそれぞれの調査項目を記載する。
2 2ヵ年にわたって実施する場合は、担い手への農地利用集積率が確認できる資料（人・農地プラン等）を添付すること。

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙2
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

ン等）を添付すること。

3 第5の1（2）によって本事業を中山間地域、水田農業高収益化計画の策定地域又は輸出事業計画の策定地域に位置する地区において実施する場合は、そのことが確認できる資料を添付すること。

4・5（略）

（別添3）

経営体育成促進換地等調整調査書

都道府県名	地区名	所在地	事業対象面積	実施年度	実施機関名	土地改良換地士の有無	実施計画着手年度	業務項目						
								1年度	2年度	3年度	4年度			
			ha											
<u>換地を伴う農地整備事業等の内容（予定）</u>														
事業計画樹立年度	着工	完工	地区面積	関係農家数	事業主氏名	事業名	備考							
			ha											

（注）1 「業務内容」欄には、経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け6構改B第677号農林水産省構造改善局長通知）4の業務項目の番号を、本事業を単年度で実施する場合は「1年度」欄に、複数年にわたって実施する場合はそれぞれの年度の欄にそれぞれ記載する。

2（略）

別記様式第2号（略）

（新設）

3・4（略）

（別添3）

経営体育成促進換地等調整調査書

都道府県名	地区名	所在地	経営体育成促進換地等調整対象面積	実施年度	実施機関名	左のスタッフの換地士資格の有無	業務内容		<u>換地を伴う農地整備事業等の内容（予定）</u>						備考		
							1年度	2年度	事業計画樹立年度	着工	完工	地区面積	関係農家数	事業主氏名		事業名	
			ha										ha				

（注）1 「業務内容」欄には、経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け6構改B第677号農林水産省構造改善局長通知）4の業務項目の番号を、本事業を単年度で実施する場合は「1年度」欄に、2カ年にわたって実施する場合は「1年度」及び「2年度」欄にそれぞれ記載する。

2（略）

別記様式第2号（略）

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙3
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別紙3（草地畜産基盤整備事業に係る運用） 第1（略） 第2 用語の定義 （略） 1～7（略） 8 中山間地域 （略） （1）次に掲げる要件のいずれかに該当する市町村の区域であること。 ア～カ（略） キ アからカまでの地域に準ずる地域であって地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して <u>畜産局長</u>、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。この別紙において「地方農政局長等」という。）が特に必要と認める地域</p> <p>（2）（略） 9～12（略）</p> <p>第3～第12（略）</p> <p>別表・採択申請様式・採択通知用式（略）</p> <p>別記様式第1号～第4号（略）</p>	<p>別紙3（草地畜産基盤整備事業に係る運用） 第1（略） 第2 用語の定義 （略） 1～7（略） 8 中山間地域 （略） （1）次に掲げる要件のいずれかに該当する市町村の区域であること。 ア～カ（略） キ アからカまでの地域に準ずる地域であって地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して <u>生産局長</u>、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。この別紙において「地方農政局長等」という。）が特に必要と認める地域</p> <p>（2）（略） 9～12（略）</p> <p>第3～第12（略）</p> <p>別表・採択申請様式・採択通知用式（略）</p> <p>別記様式第1号～第4号（略）</p>

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙3
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

<p>別記様式第5号（第8の2関係）</p> <p>○○○草地畜産基盤事業 （○○○型）○○○事業実施計画変更報告書</p> <p>番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長殿 （北海道にあつては農林水産省 <u>畜産局長</u>） （沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）</p> <p>（略）</p>	<p>別記様式第5号（第8の2関係）</p> <p>○○○草地畜産基盤事業 （○○○型）○○○事業実施計画変更報告書</p> <p>番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長殿 （北海道にあつては農林水産省 <u>生産局長</u>） （沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）</p> <p>（略）</p>
<p>別記様式第6号（第9関係）</p> <p>○○○草地畜産基盤事業 （○○○型）○○○事業完了報告書</p> <p>番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長殿 （北海道にあつては農林水産省 <u>畜産局長</u>） （沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）</p> <p>（略）</p>	<p>別記様式第6号（第9関係）</p> <p>○○○草地畜産基盤事業 （○○○型）○○○事業完了報告書</p> <p>番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長殿 （北海道にあつては農林水産省 <u>生産局長</u>） （沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）</p> <p>（略）</p>
<p>別記様式第7号（略）</p>	<p>別記様式第7号（略）</p>

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙4
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別紙4（農村環境計画策定事業に係る運用） 第1・第2（略）</p> <p>第3 事業の対象地域 事業の対象地域は、農地整備事業、草地畜産基盤整備事業、又は水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）の別紙1の<u>水利施設整備事業</u>、若しくは<u>別紙2の畑地帯総合整備事業</u>のいずれかの事業（以下「対象事業」という。）を環境に配慮して実施するに当たって、農村環境計画又は田園環境整備マスタープラン（「田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について（平成14年2月14日付け13農振第2513号農村振興局長・生産局長通知）」第3の1に定める田園環境整備マスタープランをいう。）が未策定の地域又はこれらの計画の変更が必要な地域とする。</p> <p>第4～第10（略）</p> <p>別記様式第1号・別表（略）</p> <p>別記様式第2号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿 内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: right;"><u>都道府県知事名</u></p> <p>（略）</p> <p>別記様式第3号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿</p>	<p>別紙4（農村環境計画策定事業に係る運用） 第1・第2（略）</p> <p>第3 事業の対象地域 事業の対象地域は、農地整備事業、草地畜産基盤整備事業、又は水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）の別紙1の<u>一般型</u>、若しくは<u>別紙2の第3の1の（2）畑地帯総合整備型</u>のいずれかの事業（以下「対象事業」という。）を環境に配慮して実施するに当たって、農村環境計画又は田園環境整備マスタープラン（「田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について（平成14年2月14日付け13農振第2513号農村振興局長・生産局長通知）」第3の1に定める田園環境整備マスタープランをいう。）が未策定の地域又はこれらの計画の変更が必要な地域とする。</p> <p>第4～第10（略）</p> <p>別記様式第1号・別表（略）</p> <p>別記様式第2号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿 内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: right;"><u>都道府県知事名 印</u></p> <p>（略）</p> <p>別記様式第3号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿</p>

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙4
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

<p>(略)</p> <p>別記様式第4号 (略)</p>	<p><u>市町村長名</u></p> <p>(略)</p> <p>別記様式第4号 (略)</p> <p><u>市町村長名 印</u></p>
-------------------------------	---

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙5
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別紙5（農業基盤整備促進事業に係る運用） 第1～第9（略） 第10 その他 1～12（略）</p> <p><u>13 病虫害の発生予防・まん延防止を目的として、次の（1）の内容及び（1）と密接な関連があり一体的に実施する（2）又は（3）の内容を実施する場合の実施区域は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第31条の規定に基づく発生予察事業による病虫害に係る警報、注意報又は特殊報が発表された地域の農地とする。ただし、（3）を実施する場合は（2）と密接に関連して合わせて実施するものとする。</u></p> <p><u>（1）別表1の区分1の（1）から（3）まで及び（8）並びに区分2の（5）、（6）、（8）のアからエまで及び（9）のアに掲げる内容を実施するもの</u></p> <p><u>（2）別表1の区分1の（4）から（6）まで並びに区分2の（1）から（4）まで、（7）、（8）のオ及びカ並びに（9）のイからエまでに掲げる内容を実施するもの</u></p> <p><u>（3）別表1の区分1の（7）に掲げる内容を実施するもの</u></p> <p><u>14 水田貯留機能の向上を目的として、次の（1）の内容及び（1）と密接な関連があり一体的に実施する（2）の内容を実施する場合、別紙1別記様式第14号に規定する水田貯留機能向上計画を策定することとする。</u></p> <p><u>（1）別表1の区分1の（1）から（6）まで並びに区分2の（1）から（7）まで、（8）オ及びカ並びに（9）に掲げる内容を実施するもの</u></p> <p><u>（2）別表1の区分1の（7）及び（8）並びに区分2の（10）に掲げる内容を実施するもの</u></p> <p><u>15 14の実施に当たっては、受益面積の50パーセント以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込みであるとともに、以下に掲げるいずれかの流域治水対策を実施する地域で実施すること。</u></p> <p><u>（1）流域治水プロジェクト（次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進する「流域治水プロジェクト」をいう。）が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの</u></p> <p><u>ア 流域治水プロジェクトの推進について（令和2年6月10日付け国水河計第16号・国水環第26号・国水治第30号・国水下事第19号・国水下流第12号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）</u></p>	<p>別紙5（農業基盤整備促進事業に係る運用） 第1～第9（略） 第10 その他 1～12（略） (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙5
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

イ 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について（令和2年10月27日付け国水河計第39号・国水環第61号・国水治第85号・国水下水事第38号・国水下流第26号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

（2）治水協定（既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づき締結される協定をいう。）の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの

（3）地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙5
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

別表1

区分	事業種類	事業内容
1. 定率助成	(略)	(略)
2. 定額助成	(1)～(7) (略)	(略)
	(8) <u>土層改良</u>	<u>農用地における土層の改良</u>
	<u>ア 反転耕</u>	<u>病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地における50cm以上の反転耕</u>
	<u>イ 混層耕</u>	<u>病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地における耕起深60cm以上の混層耕</u>
	<u>ウ 堆肥施用</u>	<u>病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地への堆肥散布</u>
	<u>エ 明渠排水</u>	<u>病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地の周囲における排水溝の新設</u>
	<u>オ 客土</u>	<u>耕土深15cm以下の農用地を対象に、層厚10cm以上の客土</u>
	<u>カ 除礫</u>	<u>30mm以上の石礫を5%以上含む農用地を対象に、深度30cm以上の除礫</u>
	(削る)	(削る)
	(9) <u>更新設備</u>	<u>更新する必要がある排水路等の整備</u>
	<u>ア 排水路</u>	<u>土水路からW300H300以上のコンクリート水路への更新</u>
	<u>イ 畦畔</u>	<u>畦畔の更新</u>
	<u>ウ 排水口</u>	<u>排水口への樹の据付</u>
	<u>エ 特認事業</u>	<u>その他地方農政局長等が特に必要と認めるもの</u>
(10) <u>水田貯留機能向上支援</u>	<u>水田貯留機能向上に係る地元調整に関する調査・調整活動</u>	

別表1

区分	事業種類	事業内容
1. 定率助成	(略)	(略)
2. 定額助成	(1)～(7) (略)	(略)
	(8) <u>客土</u>	<u>耕土深15cm以下の農用地を対象に、層厚10cm以上の客土</u>
	<u>(9) 除礫</u>	<u>30mm以上の石礫を5%以上含む農用地を対象に、深度30cm以上の除礫</u>
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)

別表2（定額助成）

事業種類	事業内容等	助成単価	
		1. 通常の助成単価	2. 集約化加算単価
(略)	(略)	(略)	(略)
(8) <u>土層改良</u>			
(ア) <u>反転耕</u>	<u>反転耕（バックホウ）50cm以上</u>	<u>35.0万円/10a</u> <u>【20.0万円/10a】</u>	
(イ) <u>混層耕</u>	<u>混層耕（トラクタ、プラウ）耕起深60cm以上</u>	<u>2.5万円/10a</u> <u>【1.5万円/10a】</u>	
(ウ) <u>堆肥施用</u>	<u>堆肥施用（トラクタ、スプレッダ）</u>	<u>2.5万円/10a</u> <u>【1.5万円/10a】</u>	
(エ) <u>明渠排水</u>	<u>明渠排水（バックホウ）</u>	<u>1.5万円/100m</u> <u>【1.0万円/100m】</u>	
(オ) <u>客土</u>	<u>客土運搬（バックホウ、ダンプトラック）、客土散布・整地（ブルドーザ、バックホウ）</u>	<u>11.5万円/10a</u> <u>【6.5万円/10a】</u>	<u>13.5万円/10a</u> <u>【7.5万円/10a】</u>
(カ) <u>除塵</u>	<u>除塵（ストーンローダ、バックホウ、ダンプトラック）、整地（ブルドーザ）</u>	<u>20.0万円/10a</u> <u>【14.5万円/10a】</u>	<u>24.0万円/10m</u> <u>【17.0万円/10m】</u>
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(9) <u>更新設備</u>			
(ア) <u>排水路</u>	<u>土工（バックホウ）、排水路工、仮設工（水替え、マット敷設）</u>	<u>14.5万円/10m</u> <u>【8.5万円/10m】</u>	<u>17.0万円/10m</u> <u>【10.0万円/10m】</u>
(イ) <u>畦畔</u>	<u>畦畔築立（バックホウ）</u>	<u>14.0万円/100m</u> <u>【8.5万円/100m】</u>	<u>16.5万円/100m</u> <u>【10.0万円/100m】</u>
(ウ) <u>排水口</u>	<u>土工（バックホウ）、附帯工（機掘付工）</u>	<u>4.5万円/箇所</u> <u>【2.5万円/箇所】</u>	<u>5.0万円/箇所</u> <u>【3.0万円/箇所】</u>
(エ) <u>特認事業</u>	事業採択申請時に地方農政局長等が特に必要と認めるものに限り、必要な単価を定める		
(10) <u>水田貯留機能向上支援</u>	<u>水田貯留機能向上に向けた地元調整に関する調査・調整活動</u>	<u>単年度当たり</u> <u>300万円迄</u>	

(略)

※7 (5)については、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が10メートル以外となる場合には、下式により受益面積（A）を割り引いて助成額を算出するものとする。

$$\text{助成額} = A \times 10 / L \times \text{助成単価}$$

※8 (9)の(イ)にあつては、幅広畦畔の場合は3万円/100m、購入土が必要な場合は2万5千円/100m（幅広畦畔の場合は5万円/100m）、防草シートを設置する場合は9万円/100mをそれぞれ加算するものとする。

別表2（定額助成）

事業種類	事業内容等	助成単価	
		1. 通常の助成単価	2. 集約化加算単価
(略)	(略)	(略)	(略)
(8) <u>客土</u>	<u>客土運搬（バックホウ、ダンプトラック）、客土散布・整地（ブルドーザ、バックホウ）</u>	<u>11.5万円/10a</u> <u>【6.5万円/10a】</u>	<u>13.5万円/10a</u> <u>【7.5万円/10a】</u>
(9) <u>除塵</u>	<u>除塵（ストーンローダ、バックホウ、ダンプトラック）、整地（ブルドーザ）</u>	<u>20.0万円/10a</u> <u>【14.5万円/10a】</u>	<u>24.0万円/10m</u> <u>【17.0万円/10m】</u>
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(略)

※7 (5)については、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が10メートル以上となる場合には、下式により受益面積（A）を割り引いて助成額を算出するものとする。

$$\text{助成額} = A \times 10 / L \times \text{助成単価}$$

(新設)

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙5
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

別記様式第1号

農業基盤整備計画（事業達成状況報告）

(略)			
事業種類	事業の概要	(略)	
(略)	(略)	(略)	
定額助成	(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)	(削る)
	<u>土層改良</u>		
	反転耕	<u>A=〇〇a</u> <u>(うち集約化〇〇a)</u>	
	混層耕	<u>A=〇〇a</u> <u>(うち集約化〇〇a)</u>	
	堆肥施用	<u>A=〇〇a</u> <u>(うち集約化〇〇a)</u>	
	明渠排水	<u>A=〇〇a</u> <u>(うち集約化〇〇a)</u>	
	客土	<u>A=〇〇a</u> <u>(うち集約化〇〇a)</u>	
	除礫	<u>A=〇〇a</u> <u>(うち集約化〇〇a)</u>	
	<u>更新整備</u>		
	排水路	<u>L=〇〇m</u> <u>(うち集約化〇〇m)</u>	
	畦畔	<u>L=〇〇m</u> <u>(うち集約化〇〇m)</u>	
	排水口	<u>〇箇所</u>	
	特認事業	<u>実施内容〇〇</u> <u>設定単価</u>	
	水田貯留機能向上支援	<u>実施内容〇〇</u> <u>年基準額</u>	
小計			
(略)			

(略)

別記様式第1号

農業基盤整備計画（事業達成状況報告）

(略)			
事業種類	事業の概要	(略)	
(略)	(略)	(略)	
定額助成	客土	<u>A=〇〇a</u> <u>(うち集約化〇〇a)</u>	
	除礫	<u>A=〇〇a</u> <u>(うち集約化〇〇a)</u>	
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	小計		
	(略)		

(略)

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙5
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

【定額助成の実施計画（事業達成状況報告）】

事業種類	定額助成単価		受益面積 又は施工延長		(略)
	基本 A	集約化 加算 B	基本 C	集約化 加算 D	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
末端畑地かんがい施設 <u>（樹園地）</u>	<u>24.5万円/10a</u> ()	<u>29万円/10a</u> ()	〇〇a	〇〇a	
末端畑地かんがい施設 <u>（樹園地以外）</u>	<u>15.5万円/10a</u> ()	<u>18.5万円/10a</u> ()	〇〇a	〇〇a	
末端畑地かんがい施設 <u>（ほ場外からの接続 管施工）</u>	<u>5万円/10m</u> ()	<u>5万円/10m</u> ()	〇〇m	〇〇m	
末端畑地かんがい施設 <u>（給水栓設置のみ）</u>	<u>1.5万円/箇所</u> ()	<u>1.5万円/箇所</u> ()	〇箇所	〇箇所	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
土層改良					
反転耕	<u>35.0万円/10a</u> ()		〇〇a		
混層耕	<u>2.5万円/10a</u> ()		〇〇a		
堆肥施用	<u>2.5万円/10a</u> ()		〇〇a		
明渠排水	<u>1.5万円/10a</u> ()		〇〇a		
客土	<u>11.5万円/10a</u> ()	<u>13.5万円/10a</u> ()	〇〇a	〇〇a	
除礫	<u>20万円/10a</u> ()	<u>24万円/10a</u> ()	〇〇a	〇〇a	

【定額助成の実施計画（事業達成状況報告）】

事業種類	定額助成単価		受益面積 又は施工延長		(略)
	基本 A	集約化 加算 B	基本 C	集約化 加算 D	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
末端畑地かんがい施設 <u>（樹園地以外）</u>	<u>15.5万円/10a</u> ()	<u>18.5万円/10a</u> ()	〇〇a	〇〇a	
末端畑地かんがい施設 <u>（樹園地）</u>	<u>24.5万円/10a</u> ()	<u>29万円/10a</u> ()	〇〇a	〇〇a	
末端畑地かんがい施設 <u>（給水栓設置のみ）</u>	<u>5万円/10m</u> ()	<u>5万円/10m</u> ()	〇〇箇所	〇〇箇所	
末端畑地かんがい施設 <u>（ほ場外からの接続 管施工）</u>	<u>5万円/10m</u> ()	<u>5万円/10m</u> ()	〇〇m	〇〇m	
客土	<u>11.5万円/10a</u> ()	<u>13.5万円/10a</u> ()	〇〇a	〇〇a	
除礫	<u>20万円/10a</u> ()	<u>24万円/10a</u> ()	〇〇a	〇〇a	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙5
 一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

更新整備					
排水路	<u>14.5万円/10m</u> ()	<u>17万円/10m</u> ()	<u>〇〇m</u>	<u>〇〇m</u>	
畦畔	<u>14万円/100m</u> ()	<u>16.5万円/100m</u> ()	<u>〇〇m</u>	<u>〇〇m</u>	
排水口	<u>4.5万円/箇所</u> ()	<u>5.0万円/箇所</u> ()	<u>〇箇所</u>	<u>〇箇所</u>	
特認事業	<u>〇〇万円/〇〇</u> ()	<u>〇〇万円/〇〇</u> ()	<u>〇〇</u>	<u>〇〇</u>	
合計					

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
合計					

【定額助成補足説明資料（事業達成状況報告）】

（新設）

（1）更新整備（特認事業を除く。）

実施内容	補足説明
排水路の更新整備	<p><u>（実施内容の詳細について）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存のコンクリート排水路からコンクリート排水路に更新整備するもの。 ・撤去工：〇〇m、土工：〇〇m、設置工：〇〇m、規格：W500×H500 <p><u>（更新整備の必要性について）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設においては、機能保全計画による機能診断結果から更新整備の必要性が認められるため、今回実施するもの。
畦畔の更新整備	<p><u>（実施内容の詳細について）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した畦畔を築立し直して更新整備するもの。 ・畦畔工：〇〇m <p><u>（更新整備の必要性について）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該地区においては、整備後20年以上が経過し畦畔が痩せており、水田貯留に向けて十分な機能が発揮されないため、今回田んぼダムの導入とともに実施するもの。
排水口の更新整備	<p><u>（実施内容の詳細について）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・田んぼダムの導入に向けて排水口を更新整備するもの。 ・排水口整備：〇〇箇所 <p><u>（更新整備の必要性について）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該地区においては、整備後20年以上が経過しており、水田貯留に向けて排水口の十分な機能が発揮されないため、今回田んぼダムの導入とともに実施するもの。

- 注：1）実施内容について、概要や施工数量について記載する。
- 2）更新整備の必要性を確認するため、長寿命化計画や機能保全計画等、設置年数や機能診断結果等が確認できる資料を添付する。
- 3）記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所^二に二重線を付し変更後の内容を追記する。

(2) 更新整備（特認事業）

実施内容	補足説明
<u>樋門の更新整備</u>	<u>(実施内容の詳細について)</u> <u>・老朽化の激しい樋門をすべて付け替えるもの。</u> <u>・土工：〇〇、設置工：〇〇、規格：〇〇</u> <u>(更新整備の必要性について)</u> <u>・当該施設においては、設置されて20年以上経過しており、機能診断結果からも更新整備の必要性が認められているため、今回実施するもの。</u> <u>(単価の考え方)</u> <u>・土地改良事業等請負工事積算基準等を用いて費用を算定したもの。</u>

注：1）実施内容について、概要や施工数量について記載する。

2）更新整備の必要性を確認するため、長寿命化計画や機能保全計画等、設置年数や機能診断結果等が確認できる資料を添付する。

3）設定単価の根拠となる資料を添付すること（積算書、見積書等）。

4）記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所_に二重線を付し変更後の内容を追記する。

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙5
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

別記様式第2号	別記様式第2号
番 号 年 月 日	番 号 年 月 日
農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿 内閣府沖縄総合事務局長	農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿 内閣府沖縄総合事務局長
<u>都道府県知事名</u>	<u>都道府県知事名 印</u>
<u>農業競争力強化農地整備事業（基盤整備促進事業）</u> 採択申請書	<u>事業</u> 採択申請書
下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知） <u>第7の1</u> の規定に基づき、農業基盤整備計画を添付して <u>申請します</u> 。	下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知） <u>第7</u> の規定に基づき、農業基盤整備計画を添付して <u>申請する</u> 。 。
(略)	(略)
別記様式第3号～別記様式第7号 (略)	別記様式第3号～別記様式第7号 (略)

改 正 後	現 行
(削る)	<p><u>別紙6（スマート田んぼダム実証事業に係る運用）</u></p> <p><u>第1 趣旨</u> <u>要綱第2の6に掲げるスマート田んぼダム実証事業の運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用に定めるところによる。</u></p> <p><u>第2 定義</u> <u>スマート田んぼダム実証事業（この別紙において「本事業」という。）に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</u></p> <p><u>1 豪雨 一時間降水量20mm又は日降水量80mm以上の降雨をいう。</u></p> <p><u>2 スマート田んぼダム 水位センサーが備わる自動給排水システムを用いて効率的な水管理を行うとともに、排水施設の管理・運営状況と連携しながら遠隔操作による豪雨前の落水、豪雨中の貯留による河川への流出抑制、豪雨小康状態時の排水等を行い水田の貯留機能をより発揮させる取組をいう。</u></p> <p><u>3 従来田んぼダム 落水量調整装置（流出量抑制を目的として簡易な加工を施した排水口の堰板をいう。以下同じ。）を設置し、水田の貯留機能を人為的に向上させる取組をいう。</u></p> <p><u>4 実証ほ場 自動給排水システムが整備され、スマート田んぼダムを実施するほ場をいう。</u></p> <p><u>5 従来田んぼダムほ場 落水量調整装置が設置され、従来田んぼダムを実施するほ場をいう。</u></p> <p><u>6 対照ほ場 実証ほ場及び従来田んぼダムほ場以外の水稻作付について近隣地域と同様の水管理が行われるほ場をいう。</u></p> <p><u>第3 事業の内容</u> <u>本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>1 スマート田んぼダムの効果及び課題に関する調査</u> <u>実証ほ場、従来田んぼダムほ場及び対照ほ場（以下「実証ほ場等」という。）となるほ場において別表の区分の欄の1の事業及び当該1の事業の実施に向け必要に応じて一体的に別表の区分の欄の2の事業を実施するもの</u></p> <p><u>2 スマート田んぼダムの実施に対する指導・助言、横展開を図る手法の検</u></p>

	<p><u>討</u> <u>別表の区分の欄の3の事業を実施するもの</u></p> <p><u>第4 事業実施主体</u> <u>本事業の実施主体は、第3の1の事業については都道府県、市町村又は土地改良区とし、第3の2の事業については農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体（以下「公募団体」という。）とする。</u></p> <p><u>第5 採択要件</u> <u>本事業の要件は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>1 第3の1の事業については、以下の要件を全て満たすこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>(1) 実証ほ場等が、過去に国費が投じられた区画整理を伴う基盤整備事業の受益地であり、区画が整形され連坦化した一定程度まとまった農地であること</u><u>(2) 実証ほ場等を含む地域は、過去の統計資料等から、1年間に複数回の豪雨が発生することが見込まれること</u><u>(3) 実証ほ場等からの排水量を、実証ほ場等以外の農地からの排水を含みずに測定することがおおむね可能であること</u><u>(4) 実証ほ場等がそれぞれ近隣に位置していること</u><u>(5) 豪雨時に事業実施主体又は事業実施主体が委託した組織が実証ほ場の自動給排水システムを操作するための体制が整備されることが確実と見込まれること</u><u>(6) 実証ほ場等の下流地域に住宅、公共施設等の重要施設が存在し、かつ、実証ほ場等が豪雨時に湛水被害を受けるおそれが小さい地域に位置していること</u><u>(7) 実証ほ場等に既に設置されている施設等を有効利用し、可能な限り事業費の低減に努めること</u><u>(8) 実証ほ場等が、流域治水プロジェクトが策定及び公表された、又は策定及び公表される見込みである水系に位置していること</u> <p><u>2 第3の2の事業については、公募団体が農地の雨水貯留及び河川への雨水流出に関する技術的知見を有し、又は技術的知見を有する専門機関の協力を得て、第3の1の事業実施主体に対する指導・助言、調査結果の分析・検証等に必要な体制を確保できること</u></p>
--	--

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙6
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

	<p><u>第6 事業の申請等</u></p> <p><u>1 第3の1の事業を実施しようとする者は、次に掲げるとおり事業採択の申請を行うものとする。なお、事業採択申請書の様式は別記様式第1号、スマート田んぼダム実証事業計画概要書の様式は別記様式第2号とする。</u></p> <p><u>(1) 都道府県知事が事業実施主体となる場合</u></p> <p><u>都道府県知事は、令和3年2月末日までに、事業採択申請書及びスマート田んぼダム実証事業計画概要書（以下「事業採択申請書等」という。）を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。</u></p> <p><u>(2) 市町村又は土地改良区が事業実施主体となる場合</u></p> <p><u>市町村長又は土地改良区理事長（以下「市町村長等」という。）は、都道府県知事が指定する期日までに、事業採択申請書等を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、令和3年2月末日までに地方農政局長等に提出するものとする。</u></p> <p><u>2 第3の2の事業を実施しようとする者は、第4の公募要領の定めるところにより応募し、審査の結果、事業実施主体の候補者として認められた場合には、その決定通知を受けた後速やかに、別記様式第3号により事業採択申請書を農村振興局長に提出するものとする。</u></p> <p><u>3 本事業の実施期間は、令和3年度までとする。</u></p> <p><u>4 地方農政局長等は、1により提出された事業採択申請書等を審査の上、予算の範囲内において当該事業を実施させることが適当であると認めるときは、別記様式第4号により都府県知事（農村振興局長にあっては、北海道開発局長を経由して北海道知事）に事業採択通知書を交付するものとする。</u></p> <p><u>5 都道府県知事は、前項の事業採択通知書の交付を受けたときは、速やかに1の（2）による申請を行った市町村長等にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>6 都道府県知事は、4により採択された事業に係る事業採択申請書等について、以下に掲げる重要な変更が生じた場合には、1及び4の手に準じて、変更申請を行うものとする。この場合において、1の「令和3年2月末日までに」とあるのは「遅滞なく」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(1) 総事業費の20パーセント以上の変動</u></p>
--	--

	<p><u>(2) 実証ほ場等の面積の5パーセント以上かつ5ヘクタール以上の変動</u></p> <p><u>7 前項により変更申請を行う場合には、事業変更申請書は別記様式第5号により、事業変更通知書は別記様式第6号により、それぞれ作成するものとする。</u></p> <p><u>8 農村振興局長は、2の事業採択申請書を審査の上、予算の範囲内において当該事業を実施させることが適当であると認めるときは、別記様式第7号により当該申請者に事業採択通知書を交付するものとする。</u></p> <p><u>第7 事業達成状況の報告</u></p> <p><u>1 第3の1の事業の実施主体は、事業の達成状況を地方農政局長等に報告するものとする。なお、達成状況の報告は、令和4年3月末日までに別記様式第8号により行うものとする。</u></p> <p><u>2 第3の2の事業の実施主体は、事業の達成状況を農村振興局長に報告するものとする。なお、達成状況の報告は、令和4年3月末日までに別記様式第9号により行うものとする。</u></p> <p><u>第8 助成</u></p> <p><u>本事業の助成は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>1 第3の1の事業の助成対象費用は以下のとおりとし、単年度当たりの助成の限度額は40,000千円/地区とする</u></p> <p><u>(1) 純工事費</u></p> <p><u>(2) 測量設計費</u></p> <p><u>(3) 船舶及び機械器具費</u></p> <p><u>(4) 用地費及び補償費</u></p> <p><u>(5) 調査・調整費</u></p> <p><u>2 第3の2の事業の助成対象事業は以下のとおりとし、単年度当たりの助成の限度額は40,000千円とする。</u></p> <p><u>(1) 賃金</u></p> <p><u>(2) 報償費</u></p> <p><u>(3) 旅費</u></p> <p><u>(4) 需用費</u></p> <p><u>(5) 役務費</u></p> <p><u>(6) 委託料</u></p> <p><u>(7) 使用料及び賃借料</u></p> <p><u>(8) 備品購入費</u></p>
--	---

	<p><u>(9) 給料、職員手当等又は技術員手当</u> <u>(10) 共済費</u> <u>(11) 補償費</u> <u>(12) 資材購入費</u> <u>(13) 機械賃料</u></p> <p><u>第9 その他</u> <u>事業の着手は、原則として、国からの補助金交付決定通知を受けて行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、補助金交付決定の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別記様式第10号）をあらかじめ地方農政局長等に提出するものとする。</u> <u>なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付31農地第3966号農林水産事務次官依命通知）第3の規定による申請書の別紙第3の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。</u></p>
--	--

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙6
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

別表（事業内容）

区 分	事業種類	事業内 容	備 考
1. <u>スマート田んぼダム現地調査</u>	(1) <u>調査・調整事業</u>	<u>豪雨時における実証ほ場の自動給排水システムの操作、実証ほ場等の降水量、流出量及び水稲収量の調査並びにそれに向けた関係農家、関係機関等との調整活動</u>	
2. <u>スマート田んぼダム整備事業</u>	(1) <u>自動給排水システム等整備</u> (2) <u>簡易整備</u>	<u>実証ほ場となるほ場への自動給排水システム及び従来田んぼダムほ場となるほ場への落水量調整装置の設置</u> <u>1の調査に必要な簡易な基盤整備</u>	
3. <u>スマート田んぼダム検証</u>	(1) <u>指導・助言</u> (2) <u>整理・分析</u> (3) <u>田んぼダムの適地の整理・分析</u> (4) <u>横展開を図る手法の検討</u>	<u>1の調査を行う事業実施主体への技術的な指導・助言</u> <u>1の調査結果に基づくスマート田んぼダム及び従来田んぼダムによる水田の貯留機能向上に関する効果についての整理・分析</u> <u>地形や周辺の土地利用状況を踏まえたスマート田んぼダム及び従来田んぼダムの効果が高い地域の条件についての整理・分析</u> <u>1の調査地区へのスマート田んぼダム及び従来田んぼダムの導入に係るアンケート調査並びに普及推進に向けた課題抽出（1）から（3）までを踏まえたスマート田んぼダム及び従来田んぼダムの横展開を図る手法の検討並びに手引きの作成・公表</u>	

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙6
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

（別記様式第1号）

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

（北海道にあつては、農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事名

スマート田んぼダム実証事業採択申請書

スマート田んぼダム実証事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号）の別紙6の第6の1に基づき、スマート田んぼダム実証事業計画概要書を添付して申請する。

記

<u>事業概要</u>	<u>都道府県名</u>	<u>市町村名</u>	<u>地区名</u>	<u>事業費</u>
				千円

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙6
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

（別記様式第2号）

スマート田んぼダム実証事業計画概要書

<u>都道府県</u>		<u>市町村</u>	
<u>地区名</u>		<u>事業費</u>	<u>千円</u>
<u>1. 計画の概要</u>			
・ <u>計画の概要を記載</u>			
<u>2. 過去の基盤整備状況</u>			
・ <u>過去の基盤整備事業の実施状況を記載</u>			
<u>3. 実施面積</u>			
<u>図面添付</u>	<u>A. スマート田んぼダム実施ほ場</u>		<u>ha</u>
	<u>B. 従来田んぼダム実施ほ場</u>		<u>ha</u>
	<u>C. 対照ほ場</u>		<u>ha</u>
	<u>合 計</u>		<u>ha</u>
<u>4. 事業の内容</u>			
	<u>事業種別</u>	<u>実施面積</u>	<u>事業費</u>
<u>スマート田んぼダム現地調査</u>	<u>調査・調整事業</u>	<u>ha</u>	<u>千円</u>
<u>スマート田んぼダム整備事業</u>	<u>自動給排水システム等整備</u>	<u>ha</u>	<u>千円</u>
	<u>簡易整備</u>	<u>ha</u>	<u>千円</u>
	<u>合 計</u>		<u>千円</u>
<u>5. 過去の豪雨発生状況</u>			

- ※ 計画の概要は、第5の1の（5）～（8）を踏まえつつ記載する。
- ※ 過去の基盤整備状況には、直近に完了した区画整理を伴う基盤整備事業の工期と受益面積、1筆区画の大きさ等を記載する。
- ※ 図面添付の欄には、第5の1の（1）、（3）及び（4）が確認できる図面を貼付する。（別添でも可）
- ※ 過去の豪雨発生状況の欄には、第5の1の（2）が確認できるよう、地区内又は地区近傍において近年発生した豪雨について、その頻度や概要を記載する。

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙6
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

（別記様式第3号）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

申請者名

スマート田んぼダム実証事業採択申請書

スマート田んぼダム実証事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号）の別紙6の第6の2に基づき、申請する。

記

<u>事業概要</u>	<u>事業費</u> 千円	<u>備</u> 考

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙6
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

（別記様式第4号）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産省〇〇農政局長

北海道にあつては、農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

スマート田んぼダム実証事業採択通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあつたことについて、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号）の別紙6の第6の4に基づき、下記のとおり採択したので通知する。

記

<u>地区名</u>	<u>都道府県名</u>	<u>市町村名</u>	<u>事業概要</u>	<u>事業費</u> 千円

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙6
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

（別記様式第5号）

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては、農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

スマート田んぼダム実証事業変更申請書

別紙の地区について、スマート田んぼダム実証事業を変更したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号）の別紙6の第6の6に基づき、スマート田んぼダム実証事業計画概要書を添付して申請する。

（別紙）

<u>都道府県名</u>	<u>市町村名</u>	<u>地区名</u>	<u>事業概要</u>

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙6
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

（別記様式第6号）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産省〇〇農政局長

〔北海道にあつては、農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

スマート田んぼダム実証事業変更通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあつた別紙の地区の変更計画について承認したの
で通知する。なお、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第
2605号）の別紙6の第6の4のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとす
る。

（別紙）

<u>都道府県名</u>	<u>市町村名</u>	<u>地区名</u>	<u>事業概要</u>

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙6
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

（別記様式第7号）

番 号
年 月 日

〇〇〇 殿

農林水産省農村振興局長

スマート田んぼダム実証事業採択通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあったことについて、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号）の別紙6の第6の8に基づき、下記のとおり採択したので通知する。

記

<u>事業概要</u>	<u>事業費</u> <u>千円</u>	<u>備</u> 考

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙6
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

（別記様式第8号）

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

スマート田んぼダム実証事業達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号）の別紙6の
第7の1に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告する。

記

都 道 府 県		市 町 村	
地 区 名		事 業 費	千円
<u>○ スマート田んぼダム実証の実施結果</u>			
<u>第1回実施結果</u>			
実施期間	〇月〇日～〇月〇日	時間最大雨量	〇〇 mm/h
		日最大雨量	〇〇 mm/日
種 別	ピーク流出量	ピーク観測日時	備 考
A. スマート田んぼダムほ場	〇〇mm ³ / ha	〇/〇 00:00	
B. 従来田んぼダムほ場	〇〇mm ³ / ha	〇/〇 00:00	
C. 通常営農のほ場	〇〇mm ³ / ha	〇/〇 00:00	
<u>第2回実施結果</u>			
実施期間	〇月〇日～〇月〇日	時間最大雨量	〇〇 mm/h
		日最大雨量	〇〇 mm/日
種 別	ピーク流出量	ピーク観測日時	備 考
A. スマート田んぼダムほ場	〇〇mm ³ / ha	〇/〇 00:00	
B. 従来田んぼダムほ場	〇〇mm ³ / ha	〇/〇 00:00	
C. 通常営農のほ場	〇〇mm ³ / ha	〇/〇 00:00	
<u>第3回実施結果・・・</u>			

※ スマート田んぼダム実証の実施結果については、実証ほ場等で計測を行った全ての豪雨について実施結果を記載すること。なお、別表での提出も可とする。

※ 各スマート田んぼダム実証の実施結果ごとに、降水量、A. スマート田んぼダムほ場、B. 従来田んぼダムほ場、C. 通常営農のほ場からの流出量の関係を時系列でとりまとめた図表及びスマート田んぼダムにおける自動給排水システムの操作履歴を添付すること。

- 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長通知）別紙 6
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

（別記様式第 9 号）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

〇〇〇

スマート田んぼダム実証事業達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号）の別紙 6 の第 7 の 2 に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告する。

記

〇〇年度 実施成果

※ 成果内容について記載し、別途作成した成果品がある場合は添付すること。

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙6
一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

（別記様式第10号）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

交付決定前着手届

○○（交付決定前着手が必要な理由）のため、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号）の別紙6の第9に基づき、実施計画について、下記条件を了承の上、補助金の交付決定前に着手したいので提出する。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の変更は行わないこと。